

**使用過程車（トラック）に適用される
保安基準の概要**

令和6年8月

公益社団法人 全日本トラック協会

保安基準の概要についての注意事項

- 注意事項 1. 本書の「保安基準の概要」に掲載する対象車種は、「貨物の運送の用に供する自動車」（いわゆる貨物自動車）を範囲とします。
なお、貨物自動車のうち、三輪自動車、ポール・トレーラ、荷台昇降車、脱着装置付コンテナ専用車、特殊用途自動車は除きます。
また、貨物自動車であっても、一般道路の最高速度 60km/h 未満の自動車、車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものを除きます。
- 注意事項 2. 細目告示は使用過程車に適用される「第 3 節」を対象としております。
- 注意事項 3. 道路運送車両法や保安基準の用語をそのまま用いているため、「牽引」と「けん引」が混在します。他の用語についても同様です。
- 注意事項 4. 一部の条文を除き、次の記述は行っていません。
- ①協定規則の関係
 - ②指定自動車等に備えられた装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置の関係
 - ③道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項及び道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきに型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている装置又はこれに準ずる性能を有する装置の関係
 - ④新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置の関係
- 注意事項 5. 【省略】と表記したものは、トラックドライバー・コンテストの学科競技の想定範囲外のため、内容の記述は行っていません。
- 注意事項 6. その他、本テキストに疑問がある場合は、道路運送車両の保安基準（2024 年 3 月 29 日現在）の原文を確認してください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html



道路運送車両法による用語の定義（第2条関係）

本文中「1. 用語の定義（保安基準第1条関係）」の記載にあたって、道路運送車両法第2条の定義を記載します。

（定義）

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
- 4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。
- 5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないうにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
- 6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）による道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。
- 7 この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営営する者をいう。
- 8 この法律で「使用済自動車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）による使用済自動車をいう。
- 9 この法律で「登録識別情報」とは、第四条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該記録されている者自らが当該登録を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、当該記録されている者を識別することができるものをいう。

目 次

1. 用語の定義	1
1の2. 燃料の規格 (省略)	3
1の3. 破壊試験 (省略)	3
2. 長さ、幅及び高さ	4
3. 最低地上高	7
4. 車両総重量	9
4の2. 軸重等	10
5. 安定性	11
6. 最小回転半径	11
7. 接地部及び接地圧	12
8. 原動機及び動力伝達装置	13
9. 走行装置等	16
10. 操縦装置	18
11. かじ取装置	27
11の2. 施錠装置等	29
12. 制動装置	30
13. 連結車両の制動装置	35
14. 緩衝装置	37
15. 燃料装置	38
16. 発生炉ガス燃料装置 (省略)	39
17. 高圧ガス燃料装置 (省略)	39
17の2. 電気装置	40
18. 車枠及び車体	42
18の2. 巻込防止装置等	48
19. 連結装置	55
20. 乗車装置	56
21. 運転者席	57
22. 座席	59
22の2. 補助座席定員 (省略)	60
22の3. 座席ベルト等	60
22の4. 頭部後傾抑止装置等	63
22の5. 年少者用補助乗車装置等 (省略)	64
23. 通路 (省略)	64
24. 立席 (省略)	64

25. 乗降口 (省略)	64
26. 非常口 (省略)	64
27. 物品積載装置	65
28. 高圧ガス運送装置 (省略)	66
29. 窓ガラス	67
30. 騒音防止装置	70
31. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	72
31の2. 窒素酸化物排出自動車等の特例 (省略)	75
32. 前照灯等	76
33. 前部霧灯	84
33の2. 側方照射灯	87
33の3. 低速走行時側方照射灯	89
34. 車幅灯	91
34の2. 前部上側端灯	94
34の3. 昼間走行灯	96
35. 前部反射器	98
35の2. 側方灯及び側方反射器	100
36. 番号灯	105
37. 尾灯	106
37の2. 後部霧灯	108
37の3. 駐車灯	110
37の4. 後部上側端灯	112
38. 後部反射器	114
38の2. 大型後部反射器	116
38の3. 再帰反射材	118
39. 制動灯	121
39の2. 補助制動灯	124
40. 後退灯	126
41. 方向指示器	128
41の2. 補助方向指示器	133
41の3. 非常点滅表示灯	135
41の4. 緊急制動表示灯	137
41の5. 後面衝突警告表示灯	138
42. その他の灯火等の制限	139
43. 警音器	144
43の2. 非常信号用具	145

4 3 の 3 . 警告反射板	146
4 3 の 4 . 停止表示器材	147
4 3 の 5 . 盗難発生警報装置	148
4 3 の 6 . 車線逸脱警報装置	149
4 3 の 7 . 車両接近通報装置	150
4 3 の 8 . 事故自動緊急通報装置	151
4 3 の 9 . 側方衝突警報装置	152
4 3 の 1 0 . 車両後退通報装置	153
4 4 . 後写鏡等	155
4 4 の 2 . 後退時車両直後確認装置	160
4 5 . 窓ふき器等	161
4 6 . 速度計等	162
4 6 の 2 . 事故情報計測・記録装置	163
4 7 . 消火器	164
4 7 の 2 . 内圧容器及びその附属装置 (省略)	165
4 8 . 自動運行装置	165
4 8 の 2 . 運行記録計	166
4 8 の 3 . 速度表示装置 (省略)	167
4 9 . 緊急自動車 (省略)	167
4 9 の 2 . 道路維持作業用自動車 (省略)	167
4 9 の 3 . 自主防犯活動用自動車 (省略)	167
5 0 . 旅客自動車運送事業用自動車 (省略)	167
5 0 の 2 . ガス運送容器を備える自動車等 (省略)	167
5 1 . 火薬類を運送する自動車	168
5 2 . 危険物を運送する自動車	169
5 3 . 乗車定員及び最大積載量	171
5 4 . 臨時乗車定員 (省略)	171
5 5 . 基準の緩和	172
5 6 . 製造又は改造の過程にある自動車 (省略)	173
5 7 . 法第 9 9 条の自動車 (省略)	173
5 8 . 適用関係の整理 (省略)	173
5 8 の 2 . 締約国登録自動車の特例 (省略)	173

1. 用語の定義（保安基準第1条関係）

この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第2条に定めるもののほか、以下の定めるところによる。

①けん引自動車

専ら被けん引自動車をけん引することを目的とすると否とにかかわらず、被けん引自動車をけん引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。

②被けん引自動車

自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。

③ポール・トレーラ

柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。

④セミトレーラ

前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。

⑤空車状態

道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。

⑥火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条の火薬類をいう。

⑦危険物

消防法（昭和23年法律第186号）別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

⑧緊急自動車

- ・ 消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの
- ・ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車
- ・ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車
- ・ 保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車
- ・ 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車

- ・救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車
- ・国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車

⑨軸重

自動車の車両中心線に垂直な1メートルの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。

⑩最遠軸距

自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあつては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。

⑪輪荷重

自動車の1個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。

⑫高速道路等

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

⑩法第40条第5号の運行に必要な装備をした状態とは、上記⑤に規定する状態をいう。

【省 略】 下記の自動車

- | | |
|----------------|-------------|
| ・旅客自動車運送事業用自動車 | ・幼児専用車 |
| ・ 高圧ガス | ・ ガス容器 |
| ・ ガス運送容器 | ・ 内圧容器 |
| ・ 道路維持作業用自動車 | ・ 締約国登録自動車 |
| ・ 締約国登録原動機付自転車 | ・ 一般原動機付自転車 |
| ・ 特定小型原動機付自転車 | ・ 付随車 |

告示で定める用語の定義等（細目告示第2条第1項関係）

この告示における用語の定義は、法第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

①損傷

当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。

②積車状態

空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。

③燃料電池自動車

水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

④運転者異常時対応システム

運転者が体調の急変等により自動車を正常に運転することが困難な状態に陥った場合において、その状態を検知するとともに、これを報知し、かつ、当該自動車を緊急に停車させるために当該自動車を自動的に制御するシステムをいう。

【省 略】 下記の用語の定義等

- | | | | |
|-----------|--------------|----------|---------|
| ・指定自動車等 | ・型式認定原動機付自転車 | ・三輪自動車 | |
| ・側車付二輪自動車 | ・車両中心線 | ・検査時車両状態 | |
| ・協定規則 | ・可燃物 | ・爆発性液体 | |
| ・型式指定自動車 | ・放射性物質等 | ・分配制動機能 | ・連動制動機能 |

1の2. 燃料の規格（保安基準第1条の2関係）

【省 略】

1の3. 破壊試験（保安基準第1条の3関係）

【省 略】

2. 長さ、幅及び高さ（保安基準第2条関係）

2. 1 貨物自動車の寸法

告示で定める方法により測定した場合において、下記を超えてはならない。

- ・長さ 12 メートルを超えてはならない。
セミトレーラは、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離で、セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13 メートル
- ・幅 2.5 メートルを超えてはならない。
- ・高さ 3.8 メートルを超えてはならない。

告示で定める自動車の測定方法（細目告示第 162 条第 1 項関係）

貨物自動車の測定は、次の状態で、「告示で定める測定方法（保安基準第 162 条第 2 項関係）」により測定するものとする。

- ①空車状態
- ②折畳式のほろなど、種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。
- ③折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。
- ④車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第 44 条第 5 項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が下記 2.2①及び②の突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。

この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第 44 条第 5 項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

告示で定める長さ、幅、高さの値（細目告示第 162 条第 2 項関係）

自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて、以下の寸法を測定した値（単位は cm とし、1 cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。

- ①長さ：自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- ②幅：自動車の最も側方にある部分を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- ③高さ：自動車の最も高い部分と基準面との距離

告示で定めるセミトレーラ（細目告示第 162 条第 3 項関係）

- ①物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
- イ バン又はこれに類するもの
 - ロ タンク又はこれに類するもの
 - ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの
 - ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
 - ホ 専ら車両を運搬する構造のもの
 - ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
 - ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあつては、脱着式のものであつてもよい。
 - チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの
- ②上記①へ、ト又はチのものにあつては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
- イ 前 0.6
 - ロ 横 0.5
 - ハ 後 0.35

2. 2 下記の装置の突出量

告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ下記に定める突出量の範囲内で突出することができる。

- ①外開き式の窓及び換気装置並びに第 44 条第 5 項の装置
- ・その自動車の最外側から 250 ミリメートル未満又はその自動車の高さから 300 ミリメートル未満
- ②後写鏡及び後方等確認装置（いわゆるバックアイカメラ）
- ・自動車の最外側（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側）から 250 ミリメートル未満、その自動車の高さから 300 ミリメートル未満
 - ・その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から 250 ミリメートル以下)
- ③自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置その他の告示で定める装置
- ・その自動車の最外側から 250 ミリメートル未満かつその自動車の高さから 300 ミリメートル未満であつて告示で定める突出量の範囲

告示で定める方法（細目告示第 162 条第 4 項関係）

- ①外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態
- ②後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第 44 条第 5 項の装置にあつては、取り付けられた状態
- ③周辺監視装置にあつては、取り付けられた状態。ただし、格納式のものにあつては、取り付けられ、かつ、展開された状態又は格納された状態のいずれか突出量が大きい状態とする。

告示で定める装置（細目告示第 162 条第 5 項関係）

上記 2. 2③で定める装置は、周辺監視装置とし、同項の告示で定める突出量の範囲は、その自動車の最外側から（自動車の左右に備える場合にあつてはその自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が）100 mm 以下又はその自動車の高さから 100 mm 以下とする。

3. 最低地上高（保安基準第3条関係）

自動車の接地部以外の部分は、安全な運行を確保できるものとして、地面との間に告示で定める間げきを有しなければならない

告示で定める間げき（細目告示第163条第1項関係）

- ①指定自動車等と同一と認められる自動車
- ②最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、イの測定条件で測定した場合において、測定値がロの基準を満たす自動車

イ 測定条件

地上高は、次の方法により求めるものとする。

- (1) 測定する自動車は、空車状態とする。
- (2) 測定する自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。
- (3) 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準（中立）の位置とする。
ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。
- (4) 測定する自動車を舗装された平面に置き、地上高を巻き尺等を用いて測定する。
- (5) 測定値は、1cm未滿は切り捨て cm 単位とする。

ロ 測定値の判定

イにより求めた地上高は、(1)から(3)の基準をそれぞれ満足していること。

ただし、自動車の接地部以外の部分と路面等が接触等した場合に、自動車の構造及び保安上重要な装置が接触等の衝撃に十分耐える構造のもの、又は自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー等が装着されている構造のものにあつては、当該部位の地上高は次の(1)及び(2)の基準を満足していればよいものとする。

この場合において、上記ただし書の「衝撃に十分耐える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」の自動車における当該構造を有する部位の地上高にあつては、(1)の数値は5cm以上と読み替えて適用する。

なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。

- (a) タイヤと連動して上下するブレーキ・ドラムの下端、緩衝装置のうちのロア・アーム等の下端
- (b) 自由度を有するゴム製の部品
- (c) マッド・ガード、エアダム・スカート、エア・カット・フラップ等であつて樹脂製のもの

(1) 自動車の地上高（全面）は、9 cm 以上であること。

(2) 軸距間に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。

$$H=Wb \cdot 1/2 \cdot \sin 2^{\circ} 20' + 4$$

(3) 前輪より自動車の前方又は後輪より自動車の後方に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。

$$H=Ob \cdot \sin 6^{\circ} 20' + 2$$

ただし、各記号の意味は次のとおりとする。

H : 自動車の地上高 (cm)

Wb : 軸距 (cm)

多軸を有する自動車にあつては、隣接軸距のうち最大のものとする。

Ob : 前軸（多軸を有する自動車にあつては、一番前方にある軸）から自動車の前方の地上高を測定しようとする位置と前軸の中心線との距離
又は後軸（多軸を有する自動車にあつては、一番後方にある軸）から後方の地上高を測定しようとする位置と後軸の中心線との距離 (cm)

なお、三角関数正弦の数値は、次の値を用いるものとする。

$$\sin 2^{\circ} 20' = 0.04$$

$$\sin 6^{\circ} 20' = 0.11$$

4. 車両総重量（保安基準第4条関係）

自動車の種別	車両総重量（トン）	
	最遠軸距（メートル）	
一 自動車	5.5 未満	20
	5.5 以上 7 未満	22（長さが9メートル未満の自動車にあつては、20）
	7 以上	25（長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22）
二 セミトレーラ （下記に掲げるものを除く。）	5 未満	20
	5 以上 7 未満	22
	7 以上 8 未満	24
	8 以上 9.5 未満	26
	9.5 以上	28
三 セミトレーラのうち 告示で定めるもの		36

告示で定めるもの（保安基準第163の2第1項関係）

①物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。

- イ バン又はこれに類するもの
- ロ タンク又はこれに類するもの
- ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの
- ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
- ホ 専ら車両を運搬する構造のもの
- ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
- ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあつては、脱着式のものであつてもよい。
- チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの

②前号へ、ト又はチのものにあつては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。

- イ 前 0.6
- ロ 横 0.5
- ハ 後 0.35

4の2. 軸重等（保安基準第4条の2関係）

4の2. 1 軸重

軸重は、10 トンを超えてはならない。

牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5 トンを超えてはならない。

4の2. 2 隣り合う車軸にかかる荷重の和

①隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 : 18 トンを超えてはならない。

※軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合は、19トン。

②隣り合う車軸の軸距1.8メートル以上 : 20 トンを超えてはならない。

4の2. 3 輪荷重

輪荷重は、5 トンを超えてはならない。

牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、5.75 トンを超えてはならない。

告示で定めるもの（細目告示第163条の3関係）

別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び以下の基準に適合する牽引自動車とする。

- ①車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。
- ②前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
- ③前輪にかかる輪荷重が5トン以下であること。
- ④第5輪荷重を有するものであること

【省 略】別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」

5. 安定性（保安基準第5条関係）

自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第164条関係）

- ①空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%以上であること。
- ②牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、上記①の基準に適合すること。
- ③空車状態において（被牽引自動車を除く）、自動車を左側及び右側に、それぞれ35°（積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあつては30°）まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。
- ④被牽引自動車にあつては、空車状態の牽引自動車と連結した状態において、上記③の基準に適合すること。

6. 最小回転半径（保安基準第6条関係）

- ①自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
- ②けん引自動車及び被けん引自動車にあつては、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、上記①の基準に適合しなければならない。

7. 接地部及び接地圧（保安基準第7条関係）

自動車の走行装置の接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、告示で定める基準に適合しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第165条関係）

- ①接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。
- ②空気入りゴムタイヤは、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり200kgを超えないこと。この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。
- ③牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、上記②の基準に適合すること。

8. 原動機及び動力伝達装置（保安基準第8条関係）

8. 1 構造等

自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第166条第1項関係）

①原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- イ 原動機の始動が著しく困難なもの
 - ロ 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
 - ハ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
 - ニ エア・クリーナが取り外されているもの
 - ホ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
 - ヘ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
 - ト ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
 - チ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダスト・ブーツが損傷しているもの
 - リ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
 - ヌ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
 - ル 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
 - ヲ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - ワ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - カ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
 - ヨ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
 - タ 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
 - レ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの
 - ソ 別添 95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
 - ツ 別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
- ②別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること（被牽引自動車を除く）。

【省 略】別添 95 「自動車の走行性能の技術基準」

別添 96 「連結車両の走行性能の技術基準」

別添 125 「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」

8. 2 原動機

自動車の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。

8. 3 加速装置

自動車の加速装置（いわゆるアクセル）は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。

8. 4 速度抑制装置

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の自動車（最高速度が 90 キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

8. 5 速度制御性能等

上記 8.4 項の速度抑制装置は、自動車が 90 キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 166 条第 2 項関係）

①平成 15 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車であって別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」又は別添 97 「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」 3.6. に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が装備されているものを含む。）にあつては、次に掲げるイ及びロの基準に適合すること。

イ 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

ロ 別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」の「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。

【省 略】別添 97 「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」

- ②平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については省略。
- ③原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
 - ロ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの

告示で定める基準①関係（別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」）

①適用範囲

この技術基準は、貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の自動車（最高速度が 90km/h 以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える速度抑制装置に適用する。

②表示

本技術基準の要件に適合している速度抑制装置を装備している自動車には、以下の様式による標識を車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示することとする。



備考

- 1 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に表示するものについては直径が 30mm 以上の円とする。
- 2 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては 25mm、車室内に表示するものについては 7mm 以上とする。
- 3 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。

8. 6 燃料消費率

自動車の燃料消費率は、告示で定める方法により測定されなければならない。

【省 略】告示で定める方法（細目告示第 125 条）

8. 7 電力消費率

自動車の電力消費率は、告示で定める方法により測定されなければならない。

【省 略】告示で定める方法（細目告示別 125 条）

9. 走行装置等（保安基準第9条関係）

9. 1 強度等

自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第167条第1項、第2項及び第5項関係）

自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。

この場合において、下記に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- ①ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
- ②ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
- ③アクスルに損傷があるもの
- ④リム又はサイドリングに損傷があるもの
- ⑤サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
- ⑥車輪に著しい振れがあるもの
- ⑦車輪の回転が円滑でないもの
- ⑧下記9.4項「軽合金製ディスクホイール」の規定によるもの
- ⑨貨物の運送の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置は、空気入りゴムタイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。

9. 2 性能等

自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、滑り止めに係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第167条第4項関係）

- ①自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。
- ②接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝（最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。）は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあつては、空気入ゴムタイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても

1. 6mm以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

③亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

④空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。

9. 3 タイヤ・チェーン等

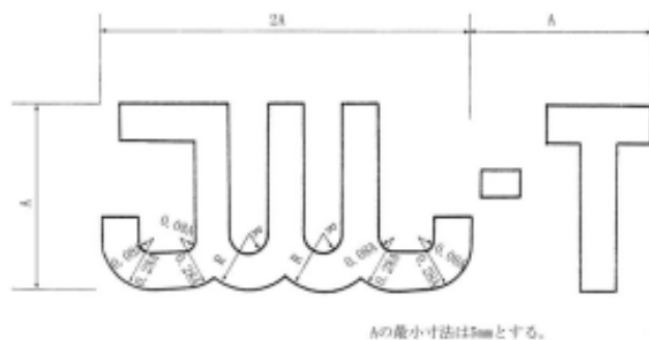
タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない

9. 4 軽合金製ディスクホイール（細目告示第167条第3項関係）

軽合金製ディスクホイールであって、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、「告示で定める基準（細目告示第167条第1項、第2項及び第5項関係）」の「堅ろう」とされるものとする。

別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」の抜粋

トラック用軽合金製ディスクホイールの技術基準で規定されている刻印



【省 略】騒音の大きさ（保安基準第3項）

告示で定める基準（細目告示第11条第3項関連）

10. 操縦装置（保安基準第10条関係）

自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
- ②制動装置の操作装置
- ③前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置

告示で定める基準（細目告示第168条第1項関係）

被牽引自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関して告示で定める基準は、次の基準とする。

- ①「10. 操縦装置（保安基準第10条関係）」①から③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ500mm以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心（レバー式のかじ取り装置にあっては、運転者席の中心）を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。
- ②「10. 操縦装置（保安基準第10条関係）」①に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び同上③に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- ③変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- ④方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- ⑤当該「告示で定める基準（細目告示第168条第1項関係）」②から④までの「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。この場合において、JIS D0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO（国際標準規格）2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

告示で定める基準（細目告示第 168 条第 2 項関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関して告示で定める基準は、次の基準とする。




- ①表 1 の識別対象装置欄に掲げる装置は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - イ 識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。
 - ロ 識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。
 - ハ 手動操作装置は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。
 - ニ 照明欄が「要」となっているものは、車幅灯が点灯した場合に、当該装置の識別表示も点灯すること。ただし、かじ取り装置に備える操作装置その他の操作装置にあつては、この限りでない。
- ②「10. 操縦装置（保安基準第 10 条関係）」①から③の装置（手動操作装置を除く。）は、「告示で定める基準（細目告示第 168 条第 1 項関係）」①から⑤の基準に適合しなければならない。
- ③表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては上記②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - イ 識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。
 - ロ 識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。
 - ハ 識別対象装置欄に掲げる操作装置は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。
 - ニ 照明欄が「要」となっているものは、車幅灯が点灯した場合に、当該装置の識別表示も点灯すること。ただし、かじ取り装置に備える操作装置その他の操作装置にあつては、この限りでない。
 - ホ 識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータ（計測対象の状態を表示する装置をいう。以下同じ。）の識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。
 - ヘ 識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示は、当該装置の機能として作動状態又は異常状態を表示する場合及び点検の場合以外は点灯しないこと。
 - ト 識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示の照明は、同表の色欄に掲げる色とすること。
 - チ 識別対象装置欄に掲げるインジケータの識別表示は、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、車幅灯が点灯している場合に点灯すること。

表1

識別対象装置	識別表示 (注17)	照明	色
すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注4及び注10)	不要	—
走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注10)	不要	—
方向指示器の操作装置	 (注1)	不要	—
窓ふき器の操作装置		要	—
洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
デフロスタの操作装置		要	—
警音器の操作装置		不要	—
チョークの操作装置		不要	—

始動装置の操作装置	 (注8及び注16)	不要	—
停止装置の操作装置	 (注8及び注16)	要	—
前照灯（照射方向調整）の操作装置	 又は  又は  (注10)	不要	—

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
複数の灯火装置の操作装置		不要	—
複数の灯火装置のテルテール（注9、注15）		—	緑
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注4、注10 及び注15)	—	緑
走行用前照灯（点灯）のテルテール	 (注10及び注15)	—	青

前照灯洗浄装置の操作装置	 (注10)	不要	—
方向指示器のテルテール	 (注1)	—	緑
非常点滅表示灯の操作装置		要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注2)		—	赤
前部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
燃料タンク (残量) のテルテール	 又は  (注15)	—	黄
燃料タンク (残量) のインジケータ		要	—
エンジンオイル (圧力) のテルテール	 (注3及び注15)	—	赤
エンジンオイル (圧力) のインジケータ		要	—
冷却水 (温度) のテルテール	 (注3及び注15)	—	赤
冷却水 (温度) のインジケータ		要	—
バッテリー及び充電システムのテルテール	 (注15)	—	赤
バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—

パワーウィンドロックの操作装置	 又は 	不要	—
デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置	 (注15)	要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄
車幅灯の操作装置	 (注4及び注15)	不要	—
車幅灯のテルテール（注9）		—	緑
駐車灯の操作装置	 (注15)	不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑
座席ベルトのテルテール	 又は  (注15及び注20)	—	赤
前方のエアバッグ（異常）のテルテール		—	黄、赤又は 黄及び赤
側方のエアバッグ（異常）のテルテール	 (注5)	—	黄、赤又は 黄及び赤

エアバッグ（作動停止）のテルテール		—	黄
制動装置（異常）のテルテール		—	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール	 (注6)	—	黄
速度インジケータ	キロメートル表示の場合にあつてはkm/h、マイル表示の場合にあつてはmph (注11)	要	—
駐車制動装置のテルテール	 (注6)	—	赤
原動機（異常）のテルテール		—	黄
原動機（予熱）のテルテール	 (注15)	—	黄
チョークのテルテール	 (注15)	—	—
冷暖房装置の操作装置	 又は「A/C」	要	—

自動変速機の変速装置（変速位置）のインジケータ	PRND（注7）	要	—
ブレーキライニング（摩耗）のテルテール	 (注6)	—	黄
温熱装置の操作装置		要	—
送風装置の操作装置		要	—
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles（注12）	要	
タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常）のテルテール	 (注13)	—	黄
タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常位置）のテルテール	 (注13及び注14)	—	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又はESC、VSF若しくはEVSC（注14）	—	黄

横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 OFF	要	—
横滑り防止装置（作動停止）のテルテール	又はESC OFF、 VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注14及び注18)	—	黄
事故自動緊急通報装置の操作装置	SOS 又は 	要	—
事故自動緊急通報装置のテルテール	SOS (注19)	—	—

- 注1 2つの矢印で1つの識別表示を構成することとする。ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を1つの識別表示として、離して配置してよい。
- 注2 方向指示器のテルテールの識別表示の2つの矢印が、同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。
- 注3 エンジンオイル（圧力）のテルテールの識別表示及び冷却水（温度）のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。
- 注4 同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。
- 注5 側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
- 注6 制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
- 注7 文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。また、文字「D」に補足してもよい。
- 注8 始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。
- 注9 複数の灯火の操作装置を操作した時に、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。
- 注10 5本の線は4本の線に、4本の線は5本の線にそれぞれ代えることができる。
- 注11 識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。
- 注12 識別表示は、小文字で表示しなければならない。ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。
- 注13 タイヤ空気圧監視システム（TPMS）、タイヤ空気圧補充システム（TPRS）及び中央タイヤ空気圧調整システム（CTIS）の異常を示すために使用してもよい。
- 注14 表示する車両の形状は、変えることができる。
- 注15 識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。
- 注16 始動装置の操作装置及び停止装置の操作装置は、同一のものとすることができる。
また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととする。また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」にそれぞれ代えることができる。なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。
- 注17 識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の付近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。
- 注18 「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。
- 注19 操作装置が透明でないカバーで覆われている場合は、当該カバー上にも表示されていること。また、電話の記号は向きを変えてもよい。
- 注20 前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又は色で表示してもよい。

11. かじ取装置（保安基準第11条関係）

11.1 自動車のかじ取装置

堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第169条第1項関係）

①自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの

ロ イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ 給油を必要とする箇所に必要な給油がなされていないもの

ホ かじ取フォークに損傷があるもの

ヘ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ト かじ取り装置のダスト・ブーツに損傷があるもの

チ パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

リ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの

ヌ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの

【省 略】・サイドスリップ・テストによる横滑り量

・協定規則第79号関係

②かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。

この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車であつて、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。

③かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

④かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

⑤かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。

11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能

自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5 トン以上のもの及び被牽引自動車を除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 169 条第 2 項関係）

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。

細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

この技術基準は、法第 41 条第 1 項の次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用 OBD」という。）を備える普通自動車及び小型自動車に適用する。

- ①操縦装置のうち、かじ取装置（協定規則第 79 号に定める高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- ②制動装置のうち、
 - ・走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置
 - ・走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置
 - ・緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
 - ・衝突被害軽減制動制御装置
- ③ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- ④警報装置のうち車両接近通報装置
- ⑤自動運行装置

細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」

本技術基準は、自動車（下記を除く）に備えるかじ取装置に適用する。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5t 以上のもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車

11の2. 施錠装置等（保安基準第11条の2関係）

11の2. 1 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）

原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置には、施錠装置を備えなければならない。

11の2. 2 構造、施錠性能等

自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第170条第1項関係）

- ①次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。
 - イ 制動装置以外に備える施錠装置 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造
 - ロ 制動装置に備える施錠装置 その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造
- ②堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
- ③その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。
- ④走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

11の2. 3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザ

イモビライザの作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

※イモビライザ：原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置

【省 略】 告示で定める基準（細目告示第170条第3項及び第4項関係）

12. 制動装置（保安基準第12条関係）

12.1 制動性能

自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

【省 略】車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車の制動性能

告示で定める基準（細目告示第171条第1項及び第2項関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）には、下記の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

ただし、本項の適用を受ける貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、「告示で定める基準（細目告示第171条第3項関係）」の基準に適合するものであってもよいものとする。

- ①制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。
 - イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの
 - ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの
 - ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの
 - ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの
 - ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの
 - ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの
 - ト ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの
 - チ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの
 - リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの
 - ヌ イからりに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

②制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、かつブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。

③主制動装置は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

⑤主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

⑥主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあつては、この限りでない。

イ 車両総重量 3.5t 以下の自動車の後車輪に備える主制動装置

ロ 次に掲げる車両総重量が 3.5t を超える 12t 以下の自動車に備える主制動装置

(1) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車

(2) 前軸及び後軸のそれぞれ 1 軸以上に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

ハ 次に掲げる車両総重量が 12t を超える自動車に備える主制動装置

(1) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車

(2) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

⑦主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

⑧液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

- ⑨空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。
- ⑩走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。
- ⑪走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

告示で定める基準（細目告示第 171 条第 6 項関係）

被牽引自動車には、下記の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えるものにあつては、下記の①（「告示で定める基準（細目告示第 171 条第 2 項関係）」④の基準に係る部分に限る。）、②及び③の基準は適用しない。

- ①制動装置は、「告示で定める基準（細目告示第 171 条第 2 項関係）」①、③、④及び⑦の基準に適合すること。
- ②主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。
- ③主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあつてはイ、それ以外の被牽引自動車にあつてはロの計算式に適合する制動能力を有すること。

$$\text{イ } S \leq 0.15V + 0.0086V^2$$

$$\text{ロ } S \leq 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位 m）

V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあつては、60 とする。）（単位 km/h）

- ④主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車及び最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。

- ⑤被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、積車状態の被牽引自動車を機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。
- ⑥走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた被牽引自動車（最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）にあつては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

告示で定める基準（細目告示第171条第8項関係）

車両総重量が3.5t超の貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車及び高速道路等において運行しないものを除く。）は、次に掲げる基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

- ①衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。
この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

告示で定める基準（細目告示第171条第9項関係）

車両総重量が3.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）は、次に掲げる基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

- ①衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。
この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

【省 略】別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」

12.4 制動装置の制御関係（細目告示第171条第11項関係）

走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り若しくは転覆を有効に防止することができる装置、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置又は衝突被害軽減制動制御装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、第2項、第8項及び第9項に掲げる基準に適合しないものとする。

【参考】「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

13. 連結車両の制動装置（保安基準第13条関係）

牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第172条第2項から第5項関係）

- ①牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」②及⑦の基準並びに次の基準に適合しなければならない。
 - ・「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」又は「告示で定める基準（細目告示第171条第3項関係）」の自動車に牽引される場合にあつては、「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」⑨の基準
- ②最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」②の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。
- ③牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたもの又は保安基準第12条第2項若しくは上記②に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であつて、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。
- ④牽引自動車（最高速度 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - ・「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」又は「告示で定める基準（細目告示第171条第3項関係）」の自動車に牽引される場合にあつては、「告示で定める基準（細目告示第171条第2項関係）」⑧の基準

告示で定める基準（細目告示第 172 条第 6 項及び第 7 項関係）

- ①牽引自動車及び被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。
- ②牽引自動車（最高速度 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、「告示で定める基準（細目告示第 171 条第 2 項関係）」⑩の基準に適合しなければならない

14. 緩衝装置（保安基準第14条関係）

自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして、強度、緩衝性能等に関し告示で定める基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第173条第1項及び第2項関係）

- ①ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの
- ②センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの
- ③ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ④シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの
- ⑤サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの
- ⑥サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの
- ⑦空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの
- ⑧ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの
- ⑨ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ⑩ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ⑪ショック・アブソーバが取り外されているもの
- ⑫オレオ装置に著しい液漏れがあるもの
- ⑬フォーク・ロッカーアームの取付部に著しいがた又は緩みがあるもの
- ⑭ばね又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているもの
- ⑮改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの
 - イ 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの
 - ロ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの
 - ハ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

15. 燃料装置（保安基準第15条関係）

15.1 強度、構造、取付方法等

ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第174条関係第1項関係）

- ①燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。
 - イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
 - ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの
- ②燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
 - ロ 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
 - ハ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

【省 略】別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」

15. 2 燃料タンク及び配管（車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）

ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第174条第3項関係）

当該自動車が衝突、追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

16. 発生炉ガス燃料装置（保安基準第16条関係）

【省 略】

17. 高圧ガス燃料装置（保安基準第17条関係）

【省 略】

17の2. 電気装置（保安基準第17条の2関係）

17の2. 1 取付位置、取付方法、性能等

自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、取付位置、取付方法、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第177条第1項関係）

- ①車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ②車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
- ③蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。
- ④電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。

17の2. 2 自動車の制御

自動車の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第177条第2項関係）

17の2. 3 サイバーセキュリティ

自動車の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第177条第3項関係）

17の2. 4 電気装置に組み込まれたプログラム等

自動車の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第177条第4項関係）

17の2. 5 電力により作動する原動機を有する自動車の電気装置

電力により作動する原動機を有する自動車（被牽引自動車を除く。）の電気装置は、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないもの
- ②当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないもの

【省 略】告示で定める基準（細目告示第177条第5項及び第6項関係）

18. 車体及び車枠（保安基準第18条関係）

18.1 自動車の車枠及び車体の基準

- ①車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものであること。

告示で定める基準（細目告示第178条第1項関係）

- ①車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ②車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。
- ③車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

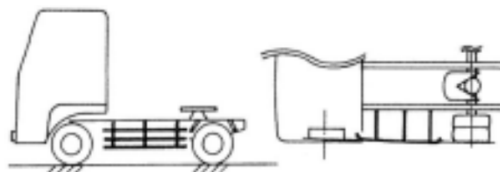
- ②車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれのないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。

告示で定める基準（細目告示第178条第2項関係）

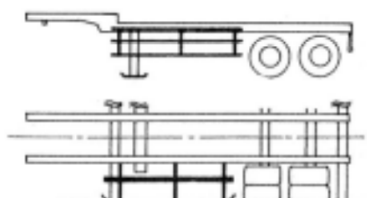
- ①自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。
- ②貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの。

(参考図)

例1



例2



告示で定める基準（細目告示第 178 条第 3 項関係）

自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラであって、次の要件に適合するもの。

【省 略】エア・スポイラの要件

告示で定める基準（細目告示第 178 条第 4 項関係）

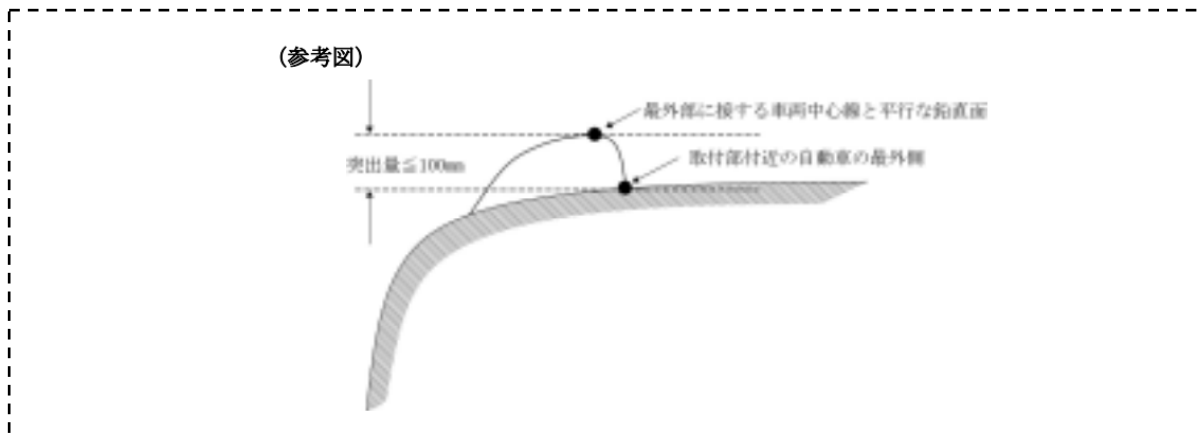
自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、「告示で定める基準（細目告示第 178 条第 2 項関係）」の基準に適合しないものとする。

- ①バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ②後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- ③スピナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
- ④レバー式のドアハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）

【省 略】貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブーム関係

- ⑤方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が 100mm を超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ 2m 以下に取り付けられた周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。

ただし、突出量が 5mm 未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア (A) 以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。



③最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、告示で定める距離以下であること。

告示で定める基準（細目告示第 178 条第 6 項及び第 7 項関係）

①最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。

②最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下であることとする。

物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2 以下、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11 以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブームを含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

③次に掲げる自動車は、上記②の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。

一 物品を積載する装置を有しない自動車

二 物品を積載する装置が次に該当する自動車

イ タンク又はこれに類するもの

ロ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

三 その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車

四 バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式又はシャッター式の扉を備えているもの

五 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの

【省 略】次に掲げる要件

18.2 「前面衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 8 項関係）

18.3 「前面の一部衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 9 項関係）

18.4 「側面衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 10 項関係）

18.5 「側面の一部衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①から③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち変形を生じた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の「着席基準点」と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22.0度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が1.30以上のもの

【省 略】着座基準点（細目告示第178条第12項関係）

- ②車両総重量3.5トンを超える自動車
③被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第178条第11項関係）

18.6 「前面の衝突」に関する「歩行者」の保護に係る性能

自動車（下記①及び③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下であり、かつ、運転者席の「着席基準点」が前車軸中心線から後方に1.1メートルの線より後方に位置するものを除く。）

【省 略】着座基準点（細目告示第178条第12項関係）

- ②上記①の自動車の形状に類する自動車
③被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第178条第13項関係）

18.7 転覆等により車体上部が変形した際の「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①から③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①車両総重量 12 トン以下の自動車
- ②貨物の運送の用に供する自動車
- ③上記①及び②の自動車の形状に類する自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 14 項関係）

18.8 最大積載量の表示

自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 178 条第 16 項関係）

最大積載量の単位記号は、kg 又は t とし、最大積載容積の単位記号は、L 又は m³ とする。

18の2. 巻込防止装置等（保安基準第18条の2関係）

18の2. 1 巻込防止装置

①強度、形状等

貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が8トン以上の普通自動車の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第179条第1項及び第2項関係）

- ①堅ろうであること。この場合において、腐食等により取り付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。
- ②板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3本以上）又はこれに準ずる形状をいう。
- ③貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。）についての上記②の規定の適用については、省令により、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」とする。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

告示で定める構造の自動車（細目告示第179条第3項関係）

「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

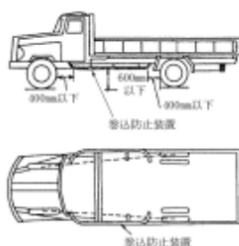
②取付位置、取付方法等

その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

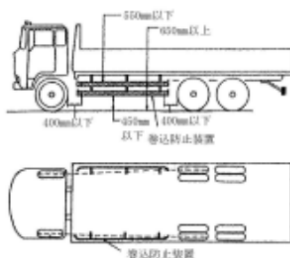
告示で定める基準（細目告示第179条第4項及び第5項関係）

- ①巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。
- ②巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が550mm以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- ③巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

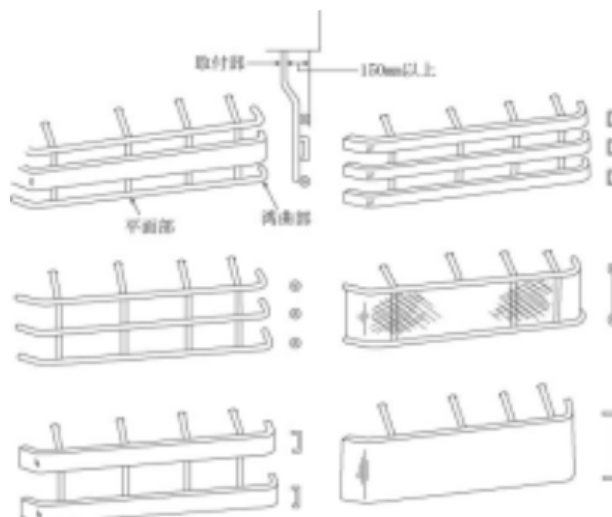


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



- ④巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取り付けられていること。

(例)



- ⑤巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。
- ⑥貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）についての上記①及び②の規定の適用については、省令により、「告示で定める構造の自動車（細目告示第 179 条第 2 項関係）」①及び②の規定にかかわらず、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取り付けられていることとする。

18の2. 2 突入防止装置

①強度、形状等

自動車（牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第180条第1項関係）

- ①自動車（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。
- ②貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であり、かつ、当該装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては100mm）以上であること。
- ③突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。
イ 腐食等により取付けが確実でないもの
ロ イに掲げるもののほか、堅ろうでないもの
- ④突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

【省 略】告示で定める構造の自動車（細目告示第180条第2項関係）

②取付位置、取付方法等

その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第180条第3項関係）

- ①突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上450mm以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500mm以下）となるよう取り付けられていること。ただし、車両総重量が8t以下の自動車、自動車の最後

部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあつては 2,260mm）を超えるもの、2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車にあつては、地上 550mm 以下であればよい。

- ②突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。
- ③突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取り付けられていること。ただし、当該装置が、後軸の車輪の最外側を超える車体後面の構造部として格納されている場合には、その平面部の最外縁は後軸の車輪の最外側を超えてもよい。
- ④突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500mm 以下にある車体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあつては当該付属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が 300mm 以下（車両総重量が 8 t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあつては 400mm 以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあつては 200mm 以下。）であつて、取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。
- ⑤突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。
- ⑥車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。
 - イ 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。
 - ロ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、 350cm^2 以上でなければならない。ただし、車幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。
- ⑦突入防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を移動することができる。この場合において、当該突入防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。

18の2.3 前部潜り込み防止装置

①強度、形状等

貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものの前面には、他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。ただし、前部潜り込み防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止することができる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第180条の2第1項関係）

①車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、他の自動車が衝突した場合にその自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造であるものとする。この場合において、次に掲げる要件を満たすものはこの基準に適合するものとする。

イ 平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあつては120mm以上）であること。

ロ 端部が前方に曲がっておらず、かつ、鋭い突起を有するものその他歩行者等に接触した場合に当該歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

②車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。

ただし書きの告示で定める自動車（細目告示第180条の2第4項関係）

①車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあつては120mm以上）であつて、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm 以下であること。

- ②車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。

②取付位置、取付方法等

前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める自動車（細目告示第 180 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係）

- ①車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下であること。

ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあつては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内であること。

ハ 平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は 400mm 以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。

ニ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。

- ②車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 400mm 以下であること。

ロ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。

- ③上記①の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

【省 略】別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」

19. 連結装置（保安基準第19条関係）

牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引自動車と被牽引自動車とを相互に確実に結合するものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第181条関係）

- ①牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ②牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、相互に確実に結合する構造であること。
- ③牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置には、走行中振動、衝撃等により分離しないように適当な安全装置を備えること。
- ④上記①から③において、貨物自動車等の車枠の先端に設けられた被牽引自動車を牽引することを目的としない応急用の牽引こう等は、連結装置に含まないものとする。

20. 乗車装置（保安基準第20条関係）

20.1 安全な乗車を確保できる装置

自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第182条第1項関係）

- ①自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。
- ②側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有する乗車装置はこの基準に適合するものとする。

20.2 換気

自動車の運転者室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。

20.3 内装

自動車の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、天井張り、内張りその他の運転者室の内装には、告示で定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第182条第2項関係）

20.4 サンバイザ

自動車のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第182条第6項及び第7項関係）

2 1. 運転者席（保安基準第 21 条関係）

2 1. 1 視野、物品積載装置等との隔壁の構造等

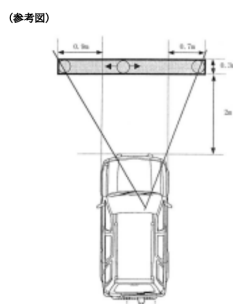
自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして、運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 183 条第 1 項関係）

①貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t 以下のものの運転者席は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1 m 直径 30 cm の円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、A ピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面
- (2) 当該自動車の前面から 2.3m の距離にある鉛直面
- (3) 自動車の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から 0.9m の距離にある鉛直面
- (4) 自動車の右側面（左ハンドル車にあつては「左側面」）から 0.7m の距離にある鉛直面



ロ 運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、光学的な投影を含む運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント、窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影並びに保安基準第 29 条第 4 項各号に掲げるものを除く。）がないこと。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

②上記①以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

この場合において、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であって運転者席における運転者のアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、第 195 条第 5 項第 7 号に掲げるもの以外の装飾板を備えているものはこの基準に適合しないものとする。

③運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもので、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、「乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないもの」とする。

この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

【参考】第 195 条第 5 項第 7 号

装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるもの。

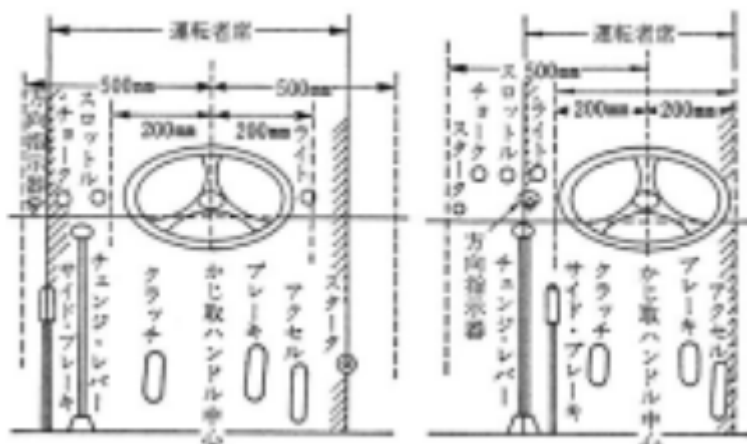
2.2. 座席（保安基準第 22 条関係）

2.2.1 必要な空間及び当該座席の向き

座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し告示で定める基準に適合するように設けられていなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 184 条第 1 項関係）

自動車の運転者席の幅は、保安基準第 10 条各号に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。



2.2.2 貨物の運送の用に供する自動車の座席（当該座席の取付装置を含む。）

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 184 条第 6 項関係）

- ①座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。
- ②座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。
- ③座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

【省 略】自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）の基準

22の2. 補助座席定員（保安基準第22の2条関係）

【省 略】

22の3. 座席ベルト等（保安基準第22の3条関係）

22の3. 1 備え付け

次の表の上欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
車両総重量が 3.5 トン以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
車両総重量が 3.5 トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

告示で定める基準（細目告示第186条第1項2号関係）

貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席のうち車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。

告示で定める基準（細目告示第 186 条第 2 項及び第 3 項関係）

第二種座席ベルト：三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

第一種座席ベルト：二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

22の3. 2 強度、取付位置等

上記 22 の 3.1 項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 186 条第 4 項関係）

- ①当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
- ②振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。
- ③取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
- ④乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- ⑤座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

22の3. 3 構造、操作性能等

上記 22 の 3.1 項の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 186 条第 6 項関係）

- ①当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- ②第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
- ③第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

- ④容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- ⑤第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

22の3. 4 運転者への警報性能等

次の表の上欄に掲げる自動車には、同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別
車両総重量が3.5トン以下のもの	運転者席その他の座席
車両総重量が3.5トンを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

告示で定める基準（細目告示第186条第12項関係）

自動車の種別に応じ同表の右欄に掲げる自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、下記に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- ①当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- ②当該座席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置
- ④発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

22の4. 頭部後傾抑止装置等（保安基準第22の4条関係）

自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）の座席のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第187条第1項関係）

- ①他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に防止することのできるものであること。
- ②乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
- ③頭部後傾抑止装置の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該後部後傾抑止装置を備える座席の後方の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
- ④振動、衝撃により脱落することのないように備えられたものであること。

22の5. 年少者用補助乗車装置等（保安基準第22の5条関係）

【省略】

23. 通路（保安基準第23条関係）

【省略】

24. 立席（保安基準第24条関係）

【省略】

25. 乗降口（保安基準第25条関係）

【省略】

26. 非常口（保安基準第26条関係）

【省略】

27. 物品積載装置（保安基準第27条関係）

27.1 物品の積載装置

自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第193条第1項関係）

自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造であることとする。この場合において、下記のものは、この基準に適合しないものとする。

- ①著しく損傷している荷台その他の物品積載装置
- ②自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの

【省略】（細目告示第193条第2項関係）

27.2 土砂等運搬大型自動車

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車には、当該自動車の最大積載量をこえて同法第2条第1項に規定する土砂等を積載できるものとして告示で定める物品積載装置を備えてはならない。

告示で定める基準（細目告示第193条第2項関係）

- ①自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（ 0.1m^3 未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が $1.5\text{t}/\text{m}^3$ 未満のもの
- ②上記①に該当しない自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの
- ③上記①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの

【参考】土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（抜粋） （目的）

第1条 この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利（砂及び玉石を含む。）、砕石その他政令で定める物をいう。

2 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

3 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第3条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 経営する事業の種類及び規模その他の概要

三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量

四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量

五 自動車の車庫又は常置場所の位置

六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離

七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)

第4条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

28. 高圧ガス運送装置（保安基準第28条関係）

【省略】

29. 窓ガラス（保安基準第29条関係）

29.1 乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない窓ガラス

自動車の窓ガラスは、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第195条第1項関係）

29.2 前面ガラス

自動車の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第195条第2項関係）

- ① 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
- ② 容易に貫通されないものであること。

29.3 可視光線の透過率等

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第195条第3項関係）

- ① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- ② 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。

告示で定める部分（細目告示第 195 条第 4 項関係）

運転者席より後方の部分とする。この場合において、下記の範囲は運転者席より後方の部分とする。

- ①運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- ②側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

29. 4 窓ガラスへの装着、貼付の制限

前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

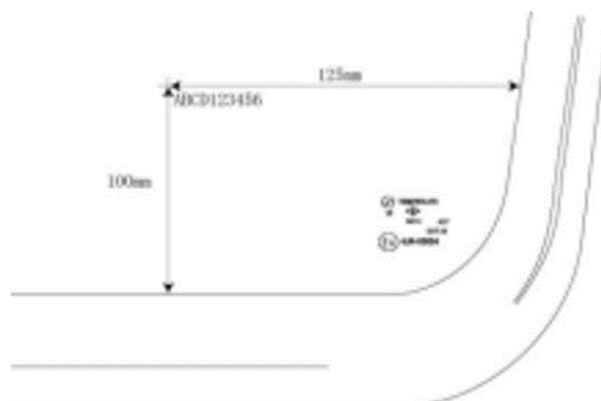
- ①整備命令標章
- ②臨時検査合格標章
- ③検査標章
- ④保安基準適合標章（中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。）
- ⑤自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 9 条の 2 第 1 項（同法第 9 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 10 条の 2 第 1 項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章
- ⑥道路交通法第 63 条第 4 項の標章
- ⑦上記①から⑥に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの
- ⑧上記①から⑦に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

告示で定める部分（細目告示第 195 条第 5 項関係）

貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のものは下記のとおり。

- ①車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置
- ②前面ガラスの規定範囲に貼り付けられた下記機器
 - ・道路等に設置された通信設備との通信のための機器
 - ・ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ
 - ・その他の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ
 - ・車両間の距離を測定するための機器

- ・雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器
 - ・車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器
 - ・受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器
- ③公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、規定の要件に該当するもの
- ④窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、規定の要件に該当するもの
- ⑤装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの。
- ⑥自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの。



30. 騒音防止装置（保安基準第30条関係）

30.1 構造、騒音の大きさ等

自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第196条第1項3号口関係）

消音器について改造又は交換を行っていない自動車の基準は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が細目告示第40条第1項第5号又は細目告示第118条第1項第3号口に規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

【省略】細目告示第40条第1項第5号

細目告示第118条第1項第3号口

別添38「近接排気騒音の測定方法」

別添112「後付消音器の技術基準」

30.2 構造、騒音防止性能等

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第196条第2項関係）

- ①消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ②消音器本体が切断されていないこと。
- ③消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
- ⑥自動車に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

【省略】上記⑥の自動車に備える消音器の基準（細目告示第196条第3項関係）

3 1. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（保安基準第 31 条関係）

3 1. 1 発散防止装置

- ①自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。
- ②自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 197 条第 1 項関係）

軽油を燃料とする自動車は、光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。

【省 略】ガソリン・LPG 車のアイドリング規制

- ③上記②の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 197 条第 2 項関係）

- ①別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、これらの基準に適合しない。

※参考「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

- ②原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面による条件は除く。）はこの基準に適合しないものとする。

イ 触媒等が取り外されているもの

ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

ニ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

- ③当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。

ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等又は公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により第 41 条第 2 項第 2 号又は第 119 条第 2 項第 2 号の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合するもの

(1) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。

(2) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。

ロ 取付けが確実であり、損傷がないもの

- ④当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであつて、損傷がないもの

ロ 公的試験機関が証明する書面により、細目告示第 41 条第 2 項第 3 号又は細目告示第 119 条第 2 項第 3 号の基準に適合していることが明らかであるもの

- ⑤当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの）

ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

- ⑥一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。なお、前号の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

※⑤については、車両総重量が 3.5t を超えるもの以外の自動車については適用しない

- ④内燃機関を原動機とする自動車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 197 条第 3 項関係）

その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

ただし、軽油を燃料とする自動車で車両総重量が 3.5t を超えるもの（過給機を備えるものに限る。）であって、完成検査等又は新規検査等を受けた際に、大気開放するブローバイ・ガスを含めて細目告示第 41 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 15 号及び第 16 号並びに第 119 条第 1 項第 3 号及び第 8 号の基準に適合したものにあつては、本項は適用しない。

- ⑤普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 197 条第 4 項関係）

- ⑥自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 197 条第 5 項関係）

- ①導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
②安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

- ⑦自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 197 条第 6 項関係）

- ①排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- ②排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。
- ③排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）、若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

【省 略】別添 109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」

31の2. 窒素酸化物排出自動車等の特例（保安基準第 32 条の 2 関係）

【省 略】

3 2. 前照灯等（保安基準第 32 条関係）

3 2. 1 走行用前照灯

3 2. 1. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有する配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。以下同じ。）を備える自動車として告示で定めるものにあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定めるもの（細目告示第 198 条第 1 項関係）

3 2. 1. 2 灯火の色、明るさ等

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 2 項関係）

- ① 走行用前照灯は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
- ② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。
- ③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。
- ④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

3 2. 1. 3 取付位置、取付方法等

走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 3 項及び第 4 項関係）

- ① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。補助的に備える走行用前照灯の数は、2 個であること。
- ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。
- ③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

- ④ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- ⑤ 走行用前照灯は、左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。
- ⑥ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。
- ⑦ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。
- ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、上記⑦のただし書きの場合にあっては、この限りでない。
- ⑨ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑩ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- ⑪ 走行用前照灯は、上記⑩に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。
- ⑫ 走行用前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - イ 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光に反応すること。
 - ロ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。
 - ハ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示できること。
- ⑬ すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯を備えない自動車に備える走行用前照灯は、当該自動車の速度が15 km/hを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。

32.2 すれ違い用前照灯

32.2.1 備え付け

自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。
ただし、配光可変型前照灯を備えるものにあつては、この限りでない。

32.2.2 灯火の色、明るさ等

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準(細目告示第198条第6項関係)

- ①すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
- ②すれ違い用前照灯は、32.1.2項の②から④までの基準に準じたものであること。
【再掲】32.1.2項の②から④
 - ②走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。
 - ③走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。
 - ④走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

32.2.3 取付位置、取付方法等

すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準(細目告示第198条第7項関係)

- ①すれ違い用前照灯の数は、2個であること。
- ②自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下、下縁の高さが地上0.5m以上となるように取り付けられていること。
- ③すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ④前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。
- ⑤すれ違い用前照灯の操作装置は、運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、全ての走行用前照灯を消灯する構造であること。

- ⑥放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- ⑦すれ違い用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。
- ⑧すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、上記⑦のただし書きの場合にあっては、この限りでない。
- ⑨すれ違い用前照灯の直射光又は反射光は、当該すれ違い用前照灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑩すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- ⑪すれ違い用前照灯は、「告示で定める基準（細目告示第 198 条第 6 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。
- ⑫自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

3 2. 3 配光可変型前照灯

3 2. 3. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。

3 2. 3. 2 灯火の色、明るさ等

配光可変型前照灯は、自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、必要な場合にあってはその照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 9 項関係）

- ① 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯にあっては、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
- ② すれ違い用ビームは他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットのすべてを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
- ③ 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。
- ④ 配光可変型前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。
- ⑤ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

3 2. 3. 3 取付位置、取付方法等

配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 11 項関係）

- ① 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。
- ② 走行用ビームは、自動車の進行方向を正射するものであること。
- ③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、すべての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。

- ④すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。
- ⑤すれ違い状態の配光形態において、自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、少なくとも一組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から1.2m以下であり、かつ、下縁の位置が地上から0.5m以上となるように取り付けられていること。
- ⑥配光可変型前照灯に補助灯火ユニットを備える場合において、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下及び鉛直方向に400mm以下の位置に配置されていること。
- この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下の位置にあればよいものとする。
- ⑦上記⑥の補助灯火ユニットは、いずれも、地上から250mm以上1,200mm以下の位置に配置されていること。
- ⑧すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下の位置にあること。
- ⑨配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合にあつては点灯できないものであること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させる、又は交互に点灯させる場合にあつてはこの限りでない。
- ⑩配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。ただし、上記⑨のただし書の場合にあつてはこの限りでない。
- ⑪配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑫配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。
- ⑬配光可変型前照灯は、「告示で定める基準（細目告示第198条第9項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。
- ⑭配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。
- ⑮配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。

⑩配光可変型前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。

イ 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光に反応すること。

ロ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。

ハ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示できること。

⑪配光可変型前照灯は、自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。

⑫配光可変型前照灯の灯火ユニットは、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

32.4 前照灯照射方向調節装置

自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。

告示で定める基準（細目告示第198条第13項関係）

- ①前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。
- ②前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。
- ③手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

【省 略】前照灯洗浄機（保安基準第32条11～13項関係）

別添94 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

33. 前部霧灯（保安基準第33条関係）

33.1 備え付け

自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

33.2 灯光の色、明るさ等

前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第199条第1項関係）

- ①前部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- ②前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。
- ③前部霧灯は、前各号に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第198条第2項関係）」③及び④の基準に準じたものであること。

33.3 取付位置、取付方法等

前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第199条第3項関係）

- ①前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。
- ②自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下）であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられていること。
- ③自動車に備える前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ④自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限

り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑤前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

⑥前部霧灯は、前各号に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第 198 条第 3 項及び第 4 項関係）」⑤及び⑩の基準に準じたものであること。

【告示で定める基準（細目告示第 198 条第 3 項及び第 4 項関係）」⑤及び⑩の基準】

⑤走行用前照灯は、左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

⑩走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。

⑦前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。

⑧前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により前部霧灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。

⑨前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

⑩前部霧灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑪前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 199 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

33.4 前部霧灯照射方向調節装置

自動車には、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置（前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。

告示で定める基準（細目告示第199条第5項関係）

- ①前部霧灯照射方向調節装置は、自動車に乗車しうる乗員が全て乗車した状態又は積載しうる全ての貨物を積載した状態において、前部霧灯の照射光線が他の交通を妨げないようにすることができるものであること。
- ②前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。
- ③手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易かつ適切に操作できるものであること。この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、検査時車両状態及び乗車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

33の2. 側方照射灯（保安基準第33条の2関係）

33の2. 1 備え付け

自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

33の2. 2 灯光の色、明るさ等

側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第200条第1項関係）

- ①側方照射灯の光度は、16,800cd以下であること。
- ②側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。
- ③側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
- ④側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。

33の2. 3 取付位置、取付方法等

側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第200条第3項関係）

- ①側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- ②自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。ただし、後退灯が作動した場合には、かじ取装置の向き又は方向指示器の作動にかかわらず自動車の両側の側方照射灯を作動させることができる。
- ③側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。ただし、上記②ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合には自動的にその作動が停止する構造であること。

- ④側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上 0.25m 以上、上縁の高さが地上 0.9m 以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
- ⑤側方照射灯は、車両中心面の両側に 1 個ずつ取り付けられていること。
- ⑥側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から 1 m までの間にあること。
- ⑦側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- ⑧側方照射灯は、点滅するものでないこと。
- ⑨側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑩側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 200 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

33の3 低速走行時側方照射灯（保安基準第33条の3関係）

33の3. 1 備え付け

自動車の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

33の3. 2 灯光の色、明るさ等

低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める速度（細目告示第200条の2第1項関係）

- ①変速装置を前進の位置に操作している状態にあつては、最高速度15km/hとする。

告示で定める基準（細目告示第200条の2第2項関係）

- ①低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。
- ②低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- ③低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
- ④低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。

33の3. 3 取付位置、取付方法等

低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第200条の2第4項関係）

- ①低速走行時側方照射灯の数は、1個又は2個であること。
- ②低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること。
- ③低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
- ④低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

⑤低速走行時側方照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。

イ 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあつては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合

ロ 変速装置を後退の位置に操作している場合

ハ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合

⑥低速走行時側方照射灯には、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h を超えた場合には、消灯する構造であること。

⑦低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。

⑧低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑨低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 200 条の 2 第 2 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

⑩被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

34. 車幅灯（保安基準第34条関係）

34.1 備え付け

自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

34.2 灯光の色、明るさ等

車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第201条第1項関係）

- ①車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあつては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上）であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。
- ②車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているものは、橙色であってもよい。
- ③車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ④車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

34.3 取付位置、取付方法等

車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない

告示で定める基準（細目告示第201条第3項関係）

- ①自動車に備える車幅灯の数は、2個又は4個であること。
- ②自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ③自動車に備える車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取り付けられていること。
- ④前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。
- ⑤車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
- ⑥車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。
- ⑦車幅灯は、点滅するものでないこと。
- ⑧車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑨方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯とさせている場合においては、上記⑥及び⑦の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両端のものが消灯する構造であること。
- ⑩車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第201条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。なお、
 - ・被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては「告示で定める基準（細目告示第201条第1項関係）」③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」
 - ・貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同じ③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。

【省 略】 車幅灯のH面の高さに関する規定

ただし、自動車の構造上、細目告示第 201 条第 1 項③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】 別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

34の2. 前部上側端灯（保安基準第34条の2関係）

34の2. 1 備え付け

自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。

34の2. 2 灯光の色、明るさ等

前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第202条第1項関係）

- ①前部上側端灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上のものであり、かつ、その機能が正常である前部上側端灯は、この基準に適合するものとする。
- ②前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。
- ③前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。
【省 略】前部上側端灯のH面の高さに関する規定
- ④前部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

34の2. 3 取付位置、取付方法等

前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第202条第3項関係）

- ①被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付けられていること。ただし、4個備える場合は、上側の2個はその照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付け、かつ、下側の2個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。この場合において、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離

が 400mm 以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。

- ②被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。ただし、4 個備える場合は、上側の 2 個は取り付けることができる最高の高さに取り付け、かつ、下側の 2 個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。この場合において、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離が 400mm 以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。
- ③前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
- ④前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（前面が左右対称でない自動車の前部上側端灯を除く。）。
- ⑤前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。
- ⑥前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- ⑦前部上側端灯は、点滅するものでないこと。
- ⑧前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑨前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 202 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

34の3. 昼間走行灯（保安基準第34条の3関係）

34の3. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

34の3. 2 灯光の色、明るさ等

昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第202条の2第1項関係）

- ①昼間走行灯の光度は、1,440cd以下であること。
- ②昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- ③昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。
- ④昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。
- ⑤昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。
- ⑥昼間走行灯の照明部の大きさは、25cm²以上200cm²以下であること。

34の3. 3 取付位置、取付方法等

昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第202条の2第3項関係）

- ①昼間走行灯の数は、2個であること。
- ②自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600mm（幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm）以上の間隔を有するものであること。
- ③昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上、上縁の高さが地上1,500mm以下となるように取り付けられていること。
- ④前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。
- ⑤昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

- ⑥原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているときは、昼間走行灯は自動的に消灯するように取り付けられなければならない。
ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。
- ⑦昼間走行灯は、点滅するものでないこと。
- ⑧昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑨自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が 40mm 以下である場合にあつては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯するか、又は光度が低下する構造であつてもよい。
- ⑩方向指示器が昼間走行灯との兼用式である場合にあつては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は消灯する構造であること。
- ⑪昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 202 条の 2 第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

35. 前部反射器（保安基準第35条関係）

35.1 備え付け

被けん引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。

35.2 反射光の色、明るさ等

前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第203条第1項関係）

①前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯（「告示で定める基準（細目告示第198条第1項関係）」①の走行用前照灯をいう。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。

【再掲】「告示で定める基準（細目告示第198条第2項関係）」

- ①走行用前照灯は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
- ②前部反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。
- ③前部反射器による反射光の色は、白色であること。
- ④前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

35.3 取付位置、取付方法等

前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第203条第3項関係）

- ①前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ②前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ③自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より

前部反射器の内側方向 30° の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向 10° の平面）及び外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- ④前部反射器の取付位置は、前各号に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第 201 条第 3 項関係）」④の基準に準じたものであること。

【再掲】「告示で定める基準（細目告示第 201 条第 3 項関係）」

- ④前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあつては、この限りでない。
- ⑤前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取り付けられていること。
- ⑥前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 203 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

35の2. 側方灯及び側方反射器（保安基準第35条の2関係）

35の2. 1 備え付け

次に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

- ①長さ6メートルを超える普通自動車
- ②長さ6メートル以下の普通自動車である牽引自動車
- ③長さ6メートル以下の普通自動車である被牽引自動車

35の2. 2 側方灯

35の2. 2. 1 灯光の色、明るさ等

側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第204条第1項関係）

- ①側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。
- ②側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。
- ③長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ④長さ6m以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向30°の平面及び後方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ⑤側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

35の2. 2. 2 取付位置、取付方法等

側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第204条第3項関係）

- ①自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ②長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内となるよう取り付けられていること。
- ③長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。
- ④長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内となるよう取り付けられていること。
- ⑤長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内となるよう取り付けられていること。
- ⑥長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部又は後部に取り付けられていること。
- ⑦側方灯は、「告示で定める基準（細目告示第205条第3項関係）」①（運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部雾灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部雾灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。）に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第41条第3項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。
- ⑧方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

⑨側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑩その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。

⑪側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 204 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

なお、貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とする。

ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第 204 条第 1 項関係）」③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】側方灯の H 面に関する規定

35の2.3 側方反射器

35の2.3.1 反射光の色、明るさ、反射部の形状等

側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第204条第5項関係）

- ①側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。
- ②側方反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。
- ③側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものは、赤色であってもよい。
- ④側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

35の2.3.2 取付位置、取付方法等

側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない

告示で定める基準（細目告示第204条第7項関係）

- ①自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ②自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】側方反射器のH面に関する規定

- ③自動車に備える側方反射器の取付位置は、「告示で定める基準（細目告示第 204 条第 3 項関係）」②から⑥までの基準に準じたものであること。ただし、貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、「告示で定める基準（細目告示第 204 条第 3 項関係）」②の基準は適用しない。
- ④その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。
- ⑤側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 204 条第 5 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

36. 番号灯（保安基準第36条関係）

36.1 備え付け

自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。

36.2 灯光の色、明るさ等

番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第205条第1項関係）

- ①番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
- ②番号灯の灯光の色は、白色であること。
- ③番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

36.3 取付位置、取付方法等

番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第205条第3項関係）

- ①番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
- ②番号灯は、点滅しないものであること。
- ③番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ④番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第205条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

37. 尾灯（保安基準第37条関係）

37.1 備え付け

自動車の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

37.2 灯光の色、明るさ等

尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第206条第1項関係）

- ①尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える尾灯にあっては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上）であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。
- ②尾灯の灯光の色は、赤色であること。
- ③尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向45°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。
- ④尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

37.3 取付位置、取付方法等

尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）

- ①尾灯は、「告示で定める基準（細目告示第205条第3項関係）」①の基準に準じたものであること。
- ②自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.35m以上となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さとなるように取り付けられていること。

- ③自動車の後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
- ④後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。
- ⑤尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
- ⑥尾灯は、点滅するものでないこと。
- ⑦尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑧尾灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑨尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 206 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。なお、貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの後部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号の基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とする。ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第 206 条第 1 項関係）」③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】尾灯の H 面の高さに関する規定

- ⑩自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、上記②の基準は適用しない。
 - イ 自動車の後面に後部上側端灯の地上 2,500mm を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火が備えられていないこと。
 - ロ 後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであり、下側に備える尾灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
 - ハ 後面の両側の上側に備える尾灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

【省 略】尾灯の H 面の高さに関する規定

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

37の2. 後部霧灯（保安基準第37条の2関係）

37の2. 1 備え付け

自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

37の2. 2 灯光の色、明るさ等

後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第207条第1項関係）

- ①後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が、35W以下で照明部の大きさが140cm²以下であり、かつ、その機能が正常である後部霧灯は、この基準に適合するものとする。
- ②後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。
- ③後部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

37の2. 3 取付位置、取付方法等

後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第207条第3項関係）

- ①後部霧灯の数は、2個以下であること。
- ②後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。
- ③後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。
 - イ 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。
 - ロ 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。
- ④自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.0m以下（自動車の後面又は側面の後部に備える他の灯火等と集合式のものにあつては地上1.2m以下）、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

- ⑤後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から 100mm 以上離れていること。
- ⑥自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- ⑦後部霧灯を 1 個備える場合にあっては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。
- ⑧後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- ⑨後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、④から⑥までに規定するほか、第 206 条第 3 項第 5 号の基準に準じたものであること。
- ⑩後部霧灯は、点滅するものでないこと。
- ⑪後部霧灯の直射光又は反射光は、当該後部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑫後部霧灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑬後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 207 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

37の3. 駐車灯（保安基準第37条の3関係）

37の3. 1 備え付け

自動車の前面及び後面の両側又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

37の3. 2 灯光の色、明るさ等

駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第208条第1項関係）

- ①駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方150mの距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方150mの距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方150mの距離及び夜間後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
- ②駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。
ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。
- ③前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ④両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45°の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ⑤駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

37の3. 3 取付位置、取付方法等

駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第208条第3項関係）

- ①前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあつては、150mm以内）となるように取り付けられていること。
- ②前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。
- ③後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。
- ④前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- ⑤原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。
- ⑥駐車灯は、点滅するものでないこと。
- ⑦駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑧その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑨駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第208条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第208条第1項関係）」③及び④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】 駐車灯のH面の高さに関する規定

【省 略】 別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

37の4. 後部上側端灯（保安基準第37条の4関係）

37の4. 1 備え付け

自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

37の4. 2 灯光の色、明るさ等

後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第209条第1項関係）

- ①後部上側端灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
- ②後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。
- ③後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平線より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。
【省略】後部上側端灯のH面の高さに関する規定
- ④後部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

37の4. 3 取付位置、取付方法等

後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第209条第3項関係）

- ①後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。ただし、4個備える場合は、上側の2個は取り付けることができる最高の高さに取り付け、かつ、下側の2個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。
- ②後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

- ③両側に備える後部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（左右対称でない自動車の後部上側端灯を除く。）。
- ④後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。
- ⑤後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- ⑥後部上側端灯は、点滅するものでないこと。
- ⑦後部上側端灯の直射光又は反射光は、当該後部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑧後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑨後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 209 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第 209 条第 1 項関係）」③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

38. 後部反射器（保安基準第38条関係）

38.1 備え付け

自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

38.2 灯光の色、明るさ等

後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第210条第1項関係）

- ①後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、三角形以外の形状であること。
- ②被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の5分の1以上の中空の正立正三角形であって、一辺が150mm以上200mm以下のものであること。
- ③後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、後部反射器の反射部の大きさが10cm²以上であるものは、この基準に適合するものとする。
- ④後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
- ⑤後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

38.3 取付位置、取付方法等

後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない、

告示で定める基準（細目告示第210条第3項関係）

- ①自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ②自動車の最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ③自動車（被牽引自動車を除く。）に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれ

る範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】後部反射器のH面の高さに関する規定

- ④被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】後部反射器のH面の高さに関する規定

- ⑤後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、上記①から④に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）」④の基準に準じたものであること。

【参考】「告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）」④

- ④後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。
- ⑥後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。
- ⑦後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第210条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

38の2. 大型後部反射器（保安基準第38条の2関係）

38の2. 1 備え付け

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7トン以上のものの後面には、前条の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

38の2. 2 灯光の色、明るさ等

大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第211条第1項関係）

- ①大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下）の長方形であり、かつ、その長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。
- ②被牽引自動車に備えるものは、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部により囲まれており、かつ、当該反射部又は蛍光部の幅は 40 ± 1 mmであること。
- ③被牽引自動車以外の自動車に備えるものは、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、その幅は 100 ± 2.5 mmであること。
- ④大型後部反射器は、「告示で定める基準（保安基準第210条第1項関係）」③前段の基準に準じたものであること。

【参考】告示で定める基準（保安基準第210条第1項関係）」③前段

夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

- ⑤大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。
- ⑥大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

38の2.3 取付位置、取付方法等

大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第211条第3項関係）

- ①大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。
- ②大型後部反射器は、その下縁の高さが地上0.25m以上（セミトレーラであり、かつ、その構造上、大型後部反射器を地上0.25m以上の位置に取り付けることができない場合においては、地上0.25mより下のできるだけ高い位置）及びその上縁の高さが地上1.5m以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1.5m以下の位置に取り付けることができない場合においては、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けること。
- ③セミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上0.75m未満の位置に取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右それぞれ 30° の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができるように取り付けること。
- ④大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けること。この場合において、縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるように取り付けること。
- ⑤大型後部反射器は、自動車の後面にそれを後ろに向けて、その下端が水平になるように取り付けること。
- ⑥大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等「告示で定める基準（細目告示第211条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

38の3. 再帰反射材（保安基準第38条の3関係）

38の3. 1 備え付け

自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。

38の3. 2 灯光の色、明るさ等

再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の前方（被牽引自動車の前方に限る。）、側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第211条の2第1項関係）

- ①再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。
- ②再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- ③再帰反射材は、線状再帰反射材、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材）又は特徴等表示再帰反射材とする。
- ④線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。
- ⑤特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

38の3. 3 取付位置、取付方法等

再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第211条の2第3項関係）

- ①線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けること。
- ②輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。
- ③自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるようにするとともに、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行となるようにすること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。

- ④自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が 600mm 以内のできるだけ前端（自動車の前端からの距離が 2,400mm 以内の位置に、600mm 以内の間隔で 25cm² 以上の大きさの反射器が取り付けられている場合にあっては、2,400mm 以内のできるだけ前端）及び後端に近い位置に取り付けるとともに、その長さの合計が当該自動車の長さの 70%以上となるようにすること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。
- ⑤自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の 70%以上となるようにするとともに、自動車の最外側からできるだけ近い位置にあること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。
- ⑥不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、上記④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がそのうち短い方の長さの 50%以下（これによりがたい場合は、自動車の構造上取り付けることができる最も短い間隔（1,000mm 以下に限る。）とする。）である場合においては連続しているものとみなす。
- ⑦線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるものの下縁の高さは、地上 0.25m 以上 2.5m 以下（自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、それらを地上 2.5m 以下に取り付けることができない場合においては、地上 2.5m を超えるできるだけ低い位置）となるようにするとともに、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けられるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが 400mm 以内のできるだけ高い位置となるように取り付けること。
- ⑧「告示で定める基準（細目告示第 211 条の 2 第 1 項関係）」③に規定する部分輪郭表示再帰反射材のそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、互いに直角であり、かつ、一辺の長さが 250mm 以上のテープ状の再帰反射材とする。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。
- ⑨特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。
- ⑩自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯「告示で定める基準（細目告示第 212 条第 3 項関係）」⑦ハの規定により後面の両側の上側に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに 200mm 以上離れるように取り付けること。
- ⑪自動車の後面に備える大型後部反射器は、上記⑤の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。

- ⑫自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から 25m 後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上 1 m から 1.5m までの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ 4° 傾斜させた平面により囲まれる範囲内においてすべての位置から当該反射部の 70%以上の部分を見通すことができるものであること。
- ⑬自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から 25m 後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上 1 m から 1.5m までの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より自動車の前端にあつては前方向に 4° 傾斜させた平面、その後端にあつては後方向 4° に傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内においてすべての位置から反射部の 70%以上の部分を見通すことができるものであること。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

39. 制動灯（保安基準第39条関係）

39.1 備え付け

自動車の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。

39.2 灯光の色、明るさ等

制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）

- ①制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm²以上）であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。
- ②尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
- ③制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- ④制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。
- ⑤制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

39.3 取付位置、取付方法等

制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第212条第3項関係）

- ①自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
- ②後面の両側に備える制動灯の取付位置は、上記①に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）」③及び④の基準に準じたものであること。
【参考】「告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）」③及び④
- ③自動車の後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ④後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。
- ③制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあつては、この限りでない。
- ④制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑥制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）」に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）」④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【省 略】制動灯のH面の高さに関する規定

⑦自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、上記①の基準は適用しない。

【省 略】制動灯のH面の高さに関する規定

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

39.4 緊急制動表示灯

制動灯を緊急制動表示灯（急激な減速時に灯火装置を点滅させる装置をいう。以下同じ。）として使用する場合にあっては、その間、当該制動灯については上記39.2項の基準は適用しない。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

39の2. 補助制動灯（保安基準第39条の2関係）

39の2. 1 備え付け

貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの（被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

39の2. 2 灯光の色、明るさ等

補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第213条第1項関係）

- ①補助制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- ②補助制動灯は、上記①に規定するほか、「告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）」③及び④の基準に準じたものであること。

【参考】「告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）」③及び④

- ③制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- ④制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、同項第4号の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

- ③補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

39の2. 3 取付位置、取付方法等

補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第213条第3項関係）

- ①補助制動灯の数は、1個であること。ただし、下記③ただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合にあっては、この限りでない。
- ②補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.85m以上又は後面ガラスの最下端の下方0.15mより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
- ③補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
- ④補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
- ⑤補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。
- ⑥補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。
- ⑦補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑧補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑨補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第213条第1項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第213条第1項関係）」②に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

39の2. 4 緊急制動表示灯

補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助制動灯については39の2.2項及び2.3項の基準は適用しない。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

40. 後退灯（保安基準第40条関係）

40.1 備え付け

自動車には、後退灯を備えなければならない。

40.2 灯光の色、明るさ等

後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第214条第1項関係）

- ①後退灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm²以上（平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える後退灯にあってはその光度が5000cd以下（主として後方を照射するための後退灯にあっては300cd以下））であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
- ②後退灯の灯光の色は、白色であること。
- ③後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

40.3 取付位置、取付方法等

後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない

告示で定める基準（細目告示第214条第3項関係）

- ①自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。
 - イ 長さが6mを超える自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあっては、2個、3個又は4個
 - ロ それ以外の自動車にあっては、1個又は2個
- ②後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、上記イに掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。
- ③後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下、下縁の高さが0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

④後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

また、上記①イ項に掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。ただし、上記②のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が15km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

⑤自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に備える後退灯の基準軸は、車両中心線を含む鉛直面に対して外側15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向けるものとする。

イ 後退灯を1個備える場合 後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

ロ 後退灯を2個以上備える場合 車両中心面に対して対称な位置に取り付けられているものについては、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向30°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

⑥後退灯（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、上記①から⑤に規定するほか、後面に2個以上の後退灯が取り付けられている場合において、少なくとも2個が車両中心面に対して対称な位置に取り付けられたものであること。

⑦後退灯は、点滅するものでないこと。

⑧後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑨後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第214条第1項関係）」に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 1. 方向指示器（保安基準第 41 条関係）

4 1. 1 備え付け

自動車（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6 メートル未満となる被牽引自動車を除く。）には、方向指示器を備えなければならない。

4 1. 2 灯光の色、明るさ等

方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）

①方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m（「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」③、④（自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備えるものにあつては、30m）の位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

【省 略】光源の W 数及び照明部の面積（第 1 表、第 2 表）

②方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

③方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲
ロ ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（下記の「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）」⑦に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲

ハ 次の(1)及び(2)に掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(3)及び(4)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(下記の「告示で定める基準(細目告示第215条第4項関係)」⑦に規定するものを除く。)

- (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの
- (2) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車
- (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの
- (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車

方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲

④方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

4 1. 3 取付位置、取付方法等

方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）

- ①自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。
- ②自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。
- ③自動車（大型貨物自動車等の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
- ④大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）に 1 個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えること。ただし、両側面（前部を除く。）に備える方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ 3 個以上備える構造とすることができる。
- ⑤牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において上記①、②及び③の規定に適合するよう方向指示器を備えること。
- ⑥大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、上記④の規定に適合するよう方向指示器を備えるほか、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に上記①及び②の規定に適合するよう、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）

- ①方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。
- ②方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ③自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部うちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるよう取り付けられていること。

- ④自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下（自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、地上 2.3m 以下）、下縁の高さが地上 0.35m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
- ⑤「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2.5m 以内（長さ 6m 以上の自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）にあつては、自動車の長さの 60% 以内）となるように取り付けられていること。
- ⑥「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。
- ⑦「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の照明部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から 4.5m 以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1m から自動車の後端までに相当する点における地上 1m から 1.6m までのすべての位置から照明部を見通すことができるように取り付けられていること。
- ⑧「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、各側面に可能な限り均等に配分されるよう取り付けられていること。
- ⑨「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」⑥号の自動車の両側面に備える方向指示器（上記⑦に規定する方向指示器を除く。）の照明部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの 60% 以内となるように取り付けられていること。
- ⑩運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑪方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。
- ⑫自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- ⑬方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑭方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

なお、貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車及び長さ 6 m 以上の自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙とう色であるものに限る。）が同表イに規定する前面及び後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とする。

ただし、自動車の構造上、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑭自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）の後面に備える方向指示器であって、次のイ及びロの条件を満足する場合にあっては、上記④及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。

【省 略】 方向指示器の H 面の高さに関する規定

イ 後面の両側に備える方向指示器が左右 2 個ずつであり、下側に備える方向指示器にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

ロ 後面の両側の上側に備える方向指示器にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

4 1. 4 緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯

方向指示器を緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該方向指示器については上記 41.2 項の基準は適用しない。

【省 略】 別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

4 1 の 2 . 補助方向指示器（保安基準第 41 条の 2 関係）

4 1 の 2 . 1 備え付け

自動車の両側面には、補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。

4 1 の 2 . 2 灯光の色、明るさ等

補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 216 条第 1 項関係）

①補助方向指示器は、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」②の基準に準じたものであること。

【参考】告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）

②方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

②補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

4 1 の 2 . 3 取付位置、取付方法等

補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 216 条第 3 項関係）

①補助方向指示器は、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）」②、④、⑫及⑬の基準に準じたものであること。

【参考】告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）

②方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

④自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下（自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、地上 2.3m 以下）、下縁の高さが地上 0.35m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取付けることができないうものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

- ⑫自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- ⑬方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑭補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。

41の2.4 緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯

補助方向指示器を緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として使用する場合には、その間、当該補助方向指示器については上記41の2.2項の基準は適用しない。

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

4 1 の 3 . 非常点滅表示灯（保安基準第 41 条の 3 関係）

4 1 の 3 . 1 備え付け

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。

4 1 の 3 . 2 灯光の色、明るさ等

非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 217 条第 1 項関係）

- ①「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項（③の表のハ及びニを除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）」に定める基準を準用する。

4 1 の 3 . 3 取付位置、取付方法等

非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない

告示で定める基準（細目告示第 217 条第 3 項関係）

- ①非常点滅表示灯については、「告示で定める基準（第 215 条第 3 項①及び②）並びに「告示で定める基準（第 215 条第 4 項関係）」（⑤から⑧まで及び⑫を除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には同条第 4 項第 1 号に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3 秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。
- ②すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。
- ③左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。
- ④非常点滅表示灯は、手動で操作するものでなければならない。ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合、非常灯として作動する場合、自動運行装置に

より非常点滅表示灯を作動させる信号が発せられた場合又はその他協定規則に規定する差し迫った危険を他の交通に対して示す場合にあっては、非常点滅表示灯は自動で作動させることができる。

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

4 1 の 4 . 緊急制動表示灯（保安基準第 41 条の 4 関係）

4 1 の 4 . 1 備え付け

自動車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

緊急制動表示灯として使用する灯火装置は、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器とする。

4 1 の 4 . 2 灯光の色、明るさ等

緊急制動表示灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 2 第 1 項関係）

制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、「告示で定める基準（細目告示第 212 条第 1 項関係）」及び「告示で定める基準（細目告示第 213 条第 1 項関係）」に定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」及び「告示で定める基準（細目告示第 216 条第 1 項関係）」の規定に定める基準を準用する。

4 1 の 4 . 3 取付位置、取付方法等

緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 2 第 3 項関係）

制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、「告示で定める基準（細目告示第 212 条第 3 項関係）」①、②及び④から⑥まで並びに、「告示で定める基準（細目告示第 213 条第 3 項関係）」①から④まで及び⑦から⑨までに定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」①か④まで、並びに同第 4 項関係②から⑧まで、⑬及び⑭並びに「告示で定める基準（細目告示第 216 条第 3 項関係）」②の規定を準用する。

【省 略】別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

4 1 の 5 . 後面衝突警告表示灯（保安基準第 41 条の 5 関係）

4 1 の 5 . 1 備え付け

自動車には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。

後面衝突警告表示灯として使用する灯火装置は、方向指示器又は補助方向指示器とする。

4 1 の 5 . 2 灯光の色、明るさ等

後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 3 第 1 項関係）

下記に定める規定を準用する。

- ①「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）」
- ②「告示で定める基準（細目告示第 216 条第 1 項関係）」

4 1 の 5 . 3 取付位置、取付方法等

後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 3 第 3 項関係）

下記の規定を準用する。

- ①「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）」①から④まで、⑥
- ②「告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）」②から⑨まで
- ③「告示で定める基準（細目告示第 216 条第 3 項関係）」②

【省 略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

4 2. その他の灯火等の制限（保安基準第 42 条関係）

自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 2 項関係）

－橙色及び赤色灯火の禁止－

自動車には、下記の灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

- ①側方灯
- ①の 2 尾灯
- ①の 3 後部雾灯
- ①の 4 駐車灯
- ①の 5 後部上側端灯
- ②制動灯
- ②の 2 補助制動灯
- ③方向指示器
- ④補助方向指示器
- ④の 2 非常点滅表示灯
- ④の 3 緊急制動表示灯
- ④の 4 後面衝突警告表示灯
- ⑤緊急自動車の警光灯
- ⑥火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
- ⑦労働安全衛生法施行令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火
- ⑧運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑨イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であつて車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm²以下のものに限る。）
- ⑩アンサーバック機能を有する灯火

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 3 項関係）

－白色灯火の禁止－

自動車には、下記の灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

- ①低速走行時側方照射灯
- ②番号灯
- ③後退灯
- ④室内照明灯
- ⑤その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
 - イ 運転者席で点灯できない灯火
 - ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）
- ⑥運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑦イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm²以下のものに限る。）
- ⑧アンサーバック機能を有する灯火

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 4 項及び第 5 項関係）

－その他の色の灯火の禁止－

- ①自動車の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- ②自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 6 項関係）

一点滅する灯火又は光度が増減する灯火の禁止一

自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

- ① 曲線道路用配光可変型前照灯
- ② 配光可変型前照灯（運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。）
- ②の 2 昼間走行灯
- ③ 側方灯
- ④ 方向指示器
- ⑤ 補助方向指示器
- ⑥ 非常点滅表示灯
- ⑦ 緊急制動表示灯
- ⑦の 2 後面衝突警告表示灯
- ⑧ 非常灯（室内照明灯と兼用するものに限る。）
- ⑨ 労働安全衛生法施行令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火
- ⑨ 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火
- ⑩ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑪ 制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）
- ⑫ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm²以下のものに限る。）
- ⑬ アンサーバック機能を有する灯火

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 7 項関係）

一 灯火と連動して作動する灯火等の禁止一

自動車（緊急自動車を除く。）には、下記の灯火と連動して作動する灯火（保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

- ①制動灯
- ②補助制動灯
- ③後退灯
- ④方向指示器
- ⑤補助方向指示器
- ⑥緊急制動表示灯
- ⑦後面衝突警告表示灯
- ⑧速度表示装置の速度表示灯
- ⑨運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

告示で定める反射器（細目告示第 218 条第 8 項関係）

自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

告示で定めるその他の基準（細目告示第 218 条第 9 項～第 11 項、第 13 項関係）

- ①自動車には、保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。
- ②自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- ③「告示で定める基準（細目告示第 218 条第 2 項関係）」①の 2 から②の 2 まで及び⑦に掲げる灯火（同項①の 4 に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。
- ④火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

告示で定める灯火の光度の基準（細目告示第 218 条第 12 項関係）

自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（細目告示第 218 条第 6 項第 15 号から第 17 号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。

【省 略】細目告示第 218 条第 6 項第 15 号から第 17 号までに掲げるもの

4 3. 警音器（保安基準第 43 条関係）

4 3. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、警音器を備えなければならない。

4 3. 2 音色、音量等

警音器の警報音発生装置は、下記 43.3 項に定める警音器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 219 条第 1 項関係）

警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであることとする。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

- ①音が自動的に断続するもの
- ②音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
- ③運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

4 3. 3 警告方法等

自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 219 条第 2 項関係）

- ①警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 87dB 以上であること。
- ②警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

4 3. 4 留意事項

自動車（緊急自動車を除く。）には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。

4 3 の 2 . 非常信号用具（保安基準第 43 条の 2 関係）

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し告示で定める基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、被牽引自動車にあつては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第 220 条第 1 項関係）

- ①夜間 200m の距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。
- ②自発光式のものであること。
- ③使用に便利な場所に備えられたものであること。
- ④振動、衝撃等により、損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

告示で定める基準（細目告示第 220 条第 2 項関係）

以下に掲げるものは、上記の基準に適合しないものとする。

- ①赤色灯火の発光部のレンズの直径が 35mm 未満の赤色合図灯
- ②豆電球 2.5V・0.3A の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない電球を使用した赤色合図灯
- ③JIS C 8501「マンガン電池」の R14P（いわゆるマンガン単二形乾電池）の規格若しくは JIS C 8511「アルカリ一次電池」の LR6（いわゆるアルカリ・マンガン単三電池）の規格又はこれらと同程度以上の規格の性能を有しない電池を使用した赤色合図灯
- ④灯器が損傷し、若しくはレンズ面が著しく汚損し、又は電池が消耗したことにより性能の著しく低下した赤色合図灯
- ⑤JIS D 5711「自動車用緊急保安炎筒」の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない発炎筒
- ⑥損傷し、又は湿気を吸収したため、性能の著しく低下した発炎筒

43の3. 警告反射板（保安基準第43条の3関係）

自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第221条関係）

- ①警告反射板の反射部は、一辺が400mm以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が50mm以上のものであること。
- ②警告反射板は、夜間150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ③警告反射板による反射光の色は、赤色であること。
- ④警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。

4 3 の 4 . 停止表示器材（保安基準第 43 条の 4 関係）

自動車に備える停止表示器材は、けい光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして、形状、けい光及び反射光の明るさ、色等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 222 条関係）

- ①停止表示器材は、規定の様式中の中空の正立正三角形の反射部及び蛍光部又は中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するものであること。
- ②停止表示器材は、夜間 200m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ③停止表示器材は、昼間 200m の距離からその蛍光を確認できるものであること。
- ④停止表示器材による反射光の色は赤色であり、かつ、当該停止表示器材による蛍光の色は、赤色又は橙色であること。
- ⑤停止表示器材は、路面上に垂直に設置できるものであること。
- ⑥停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。
- ⑦停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

4 3 の 5 . 盗難発生警報装置（保安基準第 43 条の 5 関係）

自動車には、盗難発生警報装置（自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 223 条第 1 項関係）

- ①盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生しているときに、その旨を音により、又は音に加え灯光又は無線により警報を発するものであること。
- ②堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
- ③走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
- ④原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができないものであること。
- ⑤音、灯光等を警報するための装置の電気結線の一部が損傷した場合においても、損傷した電気結線に係る装置以外の装置の機能を損なうおそれがないものであること。
- ⑥盗難発生警報装置が損傷した場合において、自動車の他の装置等の性能を損なうおそれがないものであること。

43の6. 車線逸脱警報装置（保安基準第43条の6関係）

貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第223条の2第1項関係）

- ①車線逸脱警報装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、車線逸脱警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②車線逸脱警報装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により車線逸脱警報装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

4 3 の 7 . 車 両 接 近 通 報 装 置 (保 安 基 準 第 4 3 条 の 7 関 係)

電力により作動する原動機を有する自動車（被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する車両接近通報装置を備えなければならない。ただし、走行中に内燃機関が常に作動する自動車にあつては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係）

- ① 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。この場合において、車両接近通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ② 車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。
- ③ 別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車両接近通報装置は、上記①及び②の規定にかかわらず、上記①及び②の基準に適合しないものとする。

【参考】「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

43の8. 事故自動緊急通報装置（保安基準第43条の8関係）

自動車（次に掲げるものを除く。）に備える事故自動緊急通報装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、その旨及び当該事故の概要を所定の場所に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車
- ③被牽引自動車

告示で定める基準（細目告示第223条の4関係）

当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであることとする。

43の9. 側方衝突警報装置（保安基準第43条の9関係）

下記の自動車（被牽引自動車及び側方衝突警報装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）には、自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トンを超えるもの
- ②上記①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

告示で定める基準（細目告示第223条の5第1項関係）

側方衝突警報装置の作動中は確実に機能するものであることとする。この場合において、側方衝突警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

43の10. 車両後退通報装置（保安基準第43条の10関係）

43の10. 1 備え付け

自動車（次に掲げるものを除く。）には、車両後退通報装置（自動車が後退している旨を歩行者等に通報する装置をいう。以下この条において同じ。）を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車
- ③被牽引自動車

43の10. 2 音色、音量等

車両後退通報装置の通報音発生装置は、歩行者等が確実に聞き取ることができる通報音を発することができるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第223条の6第1項関係）

当該装置が正常に作動するものであることとする。

43の10. 3 警告方法等

車両後退通報装置は、自動車の後退を歩行者等に通報することにより歩行者等の当該自動車との衝突を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第223条の6第2項関係）

- ①車両後退通報装置の音の大きさは、自動車の後方 1 m の位置において 77dB 以上 112dB 以下であること。この場合において、車両後退通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。
- ③車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。ただし、保安基準第44条の2に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次のイからハまでのいずれにも適合する場合に限り、当該装置の作動を停止させることができる機能を有してもよい。
 - イ 運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの
 - ロ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの
 - ハ 原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの

- ④車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間に取り付けられていること。
- ⑤原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。

【省 略】別添 128 「車両後退通報装置の通報音の測定方法」

4 4. 後写鏡等（保安基準第 44 条関係）

4 4. 1 後写鏡

4 4. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後方等確認装置を備える自動車にあつては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第 224 条第 1 項関係）

- ①カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- ②カメラ（地上 1.8m 以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。
- ③車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。
- ④画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。
- ⑤画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。
- ⑥後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

4 4. 2 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等

自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 224 条第 2 項関係）

- ①容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- ②取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

③車室内に備えるものは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

※普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）については③は適用外。

④鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと

4.4.3 取付位置、取付方法等

上記 44.1 項の後方等確認装置並びに 44.2 項の後写鏡は、それぞれ、これらの規定に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 224 条第 5 項関係）

①「告示で定める基準（細目告示第 224 条第 1 項関係）」の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。

【省 略】協定規則第 46 号の規則の規定が適用される後方等確認装置

②「告示で定める基準（細目告示第 224 条第 2 項関係）」の後写鏡にあつては、次に定める基準

イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ハ 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び小型自動車に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

4.4.2 障害物を確認できる鏡その他の装置

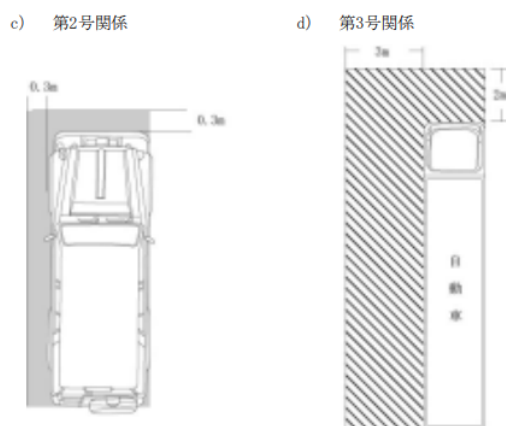
4.4.4.1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において告示で定める障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第224条第8項関係）

自動車	障害物
①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	イ 視覚的方法により確認する場合は、当該自動車の車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲（車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）にあり、車体と接する高さ1m直径30cmの円柱 ロ 検知装置により確認する場合は、協定規則第166号の規則15.3.に定める範囲に設置した協定規則第166号附則12の規則1.1.に定めるテスト対象物
②小型自動車、普通自動車（前号及び次号の自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している高さ1m直径30cmの円柱。ただし、前号の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一の自動車にあっては、前号イ又はロに掲げる障害物であってもよい。
③車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの	当該自動車の前面から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあり、高さ1m直径30cmの円柱

(参考図) 障害物を確認できなければならない範囲



4.4.5 運転者の視野、歩行者等の保護

鏡その他の装置は、障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第224条第9項関係）

- ①鏡又はカメラ及び画像表示装置により構成される装置にあつては、運転者が運転者席において、「告示で定める基準（細目告示第224条第8項関係）、以下、前項」①イ、②（同②ただし書の自動車にあつては、前項①イに限る。）及び③に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を、視覚的方法により確認できるものであること。
- ②取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
- ③カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置にあつては、運転者が確認しようとするときは、確実に機能するものであること。この場合において、当該装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

4 4. 6 取付位置、取付方法等

上記 44. 4 項の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 224 条第 10 項及び第 11 項関係）

- ①鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取り付けられており、かつ、取付部付近の自動車の最外側より突出しない構造。ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの、並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあつては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取り付けられている構造であればよいものとする。
- ②カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造
- ③取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、「告示で定める基準（細目告示第 224 条第 9 項関係）」①及び上記①と②の基準に適合しないものとする。

4 4 の 2 . 後退時車両直後確認装置（保安基準第 44 条の 2 関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。ただし、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を直接確認できる構造を有するものとして告示で定める自動車にあっては、この限りでない。

告示で定める基準（細目告示第 224 条の 2 第 1 項関係）

- ①後退時車両直後確認装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、後退時車両直後確認装置の機能を損なうおそれのあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②後退時車両直後確認装置の取付位置、取付方法等に関する基準は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。
 - ロ 画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、前号の要件を容易に確認できる位置に備えなければならない。

【省 略】告示で定めるただし書の自動車（細目告示第 224 条の 2 第 4 項関係）

45. 窓ふき器等（保安基準第45条関係）

45.1 窓ふき器

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第225条第1項関係）

自動車の前面ガラスに備える窓ふき器にあつては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であることとする。この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。

45.2 洗浄液噴射装置及びデフロスタ

窓ふき器を備えなければならない自動車には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。

告示で定める基準（細目告示第225条第3項関係）

洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しよく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。

46. 速度計等（保安基準第46条関係）

46.1 速度計

自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第226条第1項関係）

- ①運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
 - イ 速度が km/h で表示されないもの
 - ロ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの
 - ハ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの
 - ニ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内でないもの
- ②速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。
【省 略】速度計試験機を用いて計測した速度の基準

46.2 走行距離計

自動車には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計を備えなければならない。

告示で定める基準（細目告示第226条第3項関係）

- ①走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
- ②走行距離計が表示する距離の距離は6桁以上の整数値であること。

46の2. 事故情報計測・記録装置（保安基準第46条の2関係）

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、記録性能等に関し告示で定める基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない

告示で定める基準（細目告示第226条の2第1項関係）

当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであることとする。この場合において、事故情報計測・記録装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

47. 消火器（保安基準第47条関係）

47.1 備え付け

次に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

- ①火薬類（保安基準第51条各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ②危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ③告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ④150キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ⑤上記①から④に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車

【省 略】火薬類、放射性輸送物に関する項目

告示で定める品名及び数量（細目告示第227条第1項関係）

品名	数量
一 油紙類及び油布類	750kg
二 副蚕糸	750
三 油かす	2,000
四 可燃性固体類	1,500
五 可燃性液体類	2,000
六 綿花類	2,000
七 木毛	2,000
八 わら類	2,000
九 合成樹脂類	2,000
十 マッチ	150

47.2 消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等

自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第227条第2項関係）

47の2. 内圧容器及びその附属装置（保安基準第47条の2関係）

【省 略】

48. 自動運行装置（保安基準第48条関係）

48.1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、自動運行装置を備えることができる。

48.2 機能、性能等

自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第228条の2第1項関係）

自動運行装置の作動中、確実に機能するものであることとする。この場合において、自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるもの又は別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

【参考】「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

【省 略】 別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」
別添123「作動状態記録装置の技術基準」

48の2. 運行記録計（保安基準第48条の2係）

48の2. 1 備え付け

以下の自動車（被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの
- ②上記①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車。

48の2. 2 記録性能、精度等

自動車に備える運行記録計は、24時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第229条第1項関係）

- ①24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。
 - イ すべての時刻における瞬間速度
 - ロ すべての2時刻間における走行距離
- ②運行記録計の瞬間速度の記録は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。

48の3. 速度表示装置（保安基準第48条の3関係）

【省略】

49. 緊急自動車（保安基準第49条関係）

【省略】

49の2. 道路維持作業用自動車（保安基準第49条の2関係）

【省略】

49の3. 自主防犯活動用自動車（保安基準第49条の3関係）

【省略】

50. 旅客自動車運送事業用自動車（保安基準第50条関係）

【省略】

50の2. ガス運送容器を備える自動車等（保安基準第50条の2関係）

【省略】

5 1. 火薬類を運送する自動車（保安基準第 51 条関係）

火薬類を運送する自動車は、保安基準第 2 条から第 48 条の 3 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあっては、この限りでない。

- ①火薬にあっては、5 キログラム
- ②猟銃雷管にあっては、2,000 個
- ③実包、空包、信管又は火管にあっては、200 個

告示で定める基準（細目告示第 235 条第 1 項及び第 2 項関係）

- ①燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。
- ②荷台その他火薬類を積載する場所と原動機との間は、不燃性の隔壁で仕切られていること。
- ③車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気配線は、被覆され、且つ、車体に定着されていること。
- ④車体外及び荷台その他火薬類を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。
- ⑤以下に掲げるものは、上記③又は④の基準に適合しないものとする。
 - 一 配線の被膜が破損しているもの
 - 二 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
 - 三 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

5 2. 危険物を運送する自動車（保安基準第 52 条関係）

危険物を運送する自動車は、保安基準第 2 条から第 48 条の 3 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 236 条第 1 項及び第 2 項関係）

- ①燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。
- ②車体外及び荷台その他危険物を積載する場所にある電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ③車体外及び荷台その他危険物を積載する場所にある電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。
- ④以下に掲げるものは、上記②又は③の基準に適合しないものとする。
 - 一 配線の被覆が破損しているもの
 - 二 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
 - 三 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

告示で定める基準（細目告示第 236 条第 3 項関係）

危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車は、「告示で定める基準（細目告示第 236 条第 1 項及び第 2 項関係）」①から③の規定によるほか、荷台その他危険物を積載する場所と原動機との間が不燃性の隔壁で仕切られていなければならない。

【省 略】 タンクに関するもの（細目告示第 236 条第 4 項～第 6 項関係）

【参考】危険物の規制に関する政令別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム 50
		第二種酸化性固体	300
		第三種酸化性固体	1,000
第二類	硫化りん		キログラム 100
	赤りん		100
	硫黄		100
		第一種可燃性固体	100
	鉄粉		500
		第二種可燃性固体	500
	引火性固体		1,000
第三類	カリウム		キログラム 10
	ナトリウム		10
	アルキルアルミニウム		10
	アルキルリチウム		10
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10
	黄りん		20
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50
	第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300	
第四類	特殊引火物		リットル 50
	第一石油類	非水溶性液体	200
		水溶性液体	400
	アルコール類		400
	第二石油類	非水溶性液体	1,000
		水溶性液体	2,000
	第三石油類	非水溶性液体	2,000
		水溶性液体	4,000
第四石油類		6,000	
動植物油類		10,000	
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム 10
		第二種自己反応性物質	100
第六類			キログラム 300

備考については省略

53. 乗車定員及び最大積載量（保安基準第53条関係）

53.1 乗車定員又は最大積載量の算出方法

自動車の乗車定員又は最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、告示で定める基準に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員又は物品の積載量のうち最大のものとする。

【省 略】 告示で定める乗車定員の基準（細目告示第237条第1項関係）
告示で定める最大積載量の基準（細目告示第237条第2項関係）
別添95 自動車の走行性能の技術基準
別添96 連結車両の走行性能の技術基準

53.2 乗車定員の表示

乗車定員は、12歳以上の者の数をもつて表すものとする。この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。

54. 臨時乗車定員（保安基準第54条関係）

【省 略】

55. 基準の緩和（保安基準第55条関係）

- ① 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であって当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。
- ② 上記①の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。
- ③ 上記①の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 車名及び型式
 - 三 種別及び用途
 - 四 車体の形状
 - 五 車台番号
 - 六 使用の本拠の位置
 - 七 構造又は使用の態様の特殊性
 - 八 認定により適用を除外する規定
 - 九 認定を必要とする理由
- ④ 上記③の申請書には、同項⑧に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。
- ⑤ 地方運輸局長は、上記③の申請者に対し、①と②に規定するもののほか、③の九の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

【省 略】 道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

56. 製造又は改造の過程にある自動車（保安基準第56条関係）

【省略】

57. 法第99条の自動車（保安基準第57条関係）

【省略】

58. 適用関係の整理（保安基準第58条関係）

【省略】

58の2. 締約国登録自動車の特例（保安基準第58条の2関係）

【省略】
